

まほろば健康パーク整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答（第1回）

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
1	入札公告	3	第2	2	(1)	キ		入札参加資格要件	入札参加表明書より参加の意思を表明した入札参加グループの構成員の変更を原則としないこと。とありますが、入札日までの間に事業をより良いものとするために構成員・協力企業の追加を実施することをお認めいただけないでしょうか。	入札公告及び入札説明書の記載のとおりとします。
2	入札公告	13	第4	13				予定価格の額	税別価格の上限はございますでしょうか。	税別価格の上限はありません。
3	入札説明書	7	5	(8)	1)			県が支払うサービス対価	B00方式の業務の中で運營業務費がサービス対価の対象となる条件があります。この内容(利用料金で回収が困難)を説明する資料は様式集の番号で何番の資料となるのでしょうか。例えば、様式7-1-9②長期収支計画表に行を挿入する方法等でも宜しいでしょうか、ご教授ください。	遊戯施設を含む施設の運営費は、様式7-4-7の各施設の運営費にてご記入ください。また、様式7-4-7の合計金額を、様式7-1-9②にご記入ください。
4	入札説明書	7	5	(8)	1)			県が支払うサービス対価	B00方式の遊具について、設計費はサービス対価の対象で宜しいでしょうか。	B00方式の遊具の設計・建設・維持管理業務に係る費用は利用料金収入により回収することを前提にサービス対価の対象とはしておりませんが、県が承認した利用料金による回収が困難と見込まれる費用に限り、サービス対価C-2の対象となります。
5	入札説明書	7	5	(8)	1)			県が支払うサービス対価	一定割合を設計・建設期間中に支払うとありますが、設計・建設費の何%となるのでしょうか。	提案金額にあわせて協議となります。各年度の支払額は出来高にあわせて決定します。
6	入札説明書	9	6	(1)	2)	ア)		入札参加資格要件	「まほろば健康パーク機能強化基本計画（案）作成業務」または「まほろば健康パーク機能強化民間活力導入可能性調査」を実施した企業が、入札参加グループの構成員または協力企業となることは可でしょうか。	可能です。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
7	入札説明書	13	6	(1)	2)	1)	④	入札参加資格要件 維持管理企業	「維持管理を完了した業務実績」とありますが、複数年契約にて受託し、現在も業務を継続（業務開始後10年以上経過）している場合、維持管理を完了したと見做されますでしょうか。	「維持管理を完了した業務実績」とありますが、複数年契約にて受託し、現在も業務を継続している場合、1年以上の業務実績を確認できる書類（業務完了や委託費の支払い等を証明できる資料）の提示により、実績とみなします。 そのため、④bに次を追加します。「なお、複数年契約等で1年以上の業務実績を有している場合も当該実績とみなす。」 新旧対照表No.1をご確認ください。
8	入札説明書	13	6	(1)	2)	1)	④	入札参加資格要件 維持管理企業	前質問について、単年契約にて受託し、現在も業務を契約自動更新にて継続している場合、維持管理を完了したと見做されますでしょうか。	単年契約にて受託し、現在も業務を契約自動更新にて継続している場合も同様に、1年間の業務実績を確認できる書類の提示により、実績とみなします。 そのため、④bに次を追加します。「なお、複数年契約等で1年以上の業務実績を有している場合も当該実績とみなす。」 新旧対照表No.1をご確認ください。
9	入札説明書	14	6	(3)	3)			参加資格	競争入札参加資格を有しない者の参加は、資格審査に関する申請書類を①又は②に示す場所に5/19までに提出することで良いとの理解でよろしいでしょうか。	奈良県建設工事等競争入札参加資格については、令和5年5月17日～令和5年5月19日に奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課公共工事契約管理係に申請を行ってください。この場合、当該資格審査を申請中であることを証明する資料として、申請書の写しを提出してください。 奈良県物品購入等競争入札参加資格については、令和5年5月19日までに審査が完了するよう申請を行ってください。
10	入札説明書	17	6	(4)				入札スケジュール	事業者の募集及び選定のスケジュールにヒアリングがありませんが、提案書の意図を明確に伝えるため、入札提案書類提出後にヒアリングの機会を設けて頂けませんでしょうか。	提案書の提出後、8月末頃にヒアリング（プレゼンテーション）の実施を予定していません。実施要領等は入札提案書類を提出した入札参加者に対しお渡しします。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
11	入札説明書	17	6	(4)				入札スケジュール	確認ですが、8月3日の入札提案書の提出後に「プレゼンテーション」はないとの理解で宜しいでしょうか。	No. 10の回答をご確認ください。
12	入札説明書	19	6	(5)	6)			入札説明書等に関する個別対話	個別対話の回答の公表の有無は事業者の意向で反映して頂けますでしょうか。また、対話によって公告資料に変更が生じた場合、該当資料は公表されますでしょうか。	個別対話の回答については公表はしないととも、個別対話によって入札説明書等の変更は行いません。なお、入札説明書等に変更が生じる内容については、入札説明書等に関する質問受付（第2回）に提出してください。入札説明書等に変更等が生じた場合は公表します。
13	入札説明書	19	6	(5)	6)	②		入札説明書等に関する個別対話	様式1-2に1社3名までと記載がありますが、内容次第では各社の人数が増減します。可能でしたら1グループでmax 3名×企業数で調整いただけないでしょうか。	最大出席可能人数は、1グループあたり15名に変更します。 新旧対照表No. 8をご確認ください。
14	入札説明書	19	6	(5)	6)			入札説明書等に関する個別対話	入札参加グループで個別対話に参加することから、参加人数や対話時間については十分にご配慮いただくことを希望します。現時点で対話時間についての想定があればご教示ください。	出席人数についてはNo. 13の回答をご確認ください。対話時間は1グループ1時間程度を予定しています。
15	入札説明書	19	6	(5)	6)	②		入札説明書等に関する個別対話	個別対話の1社3名とは、1グループ3名ではなく、グループ内の各社がそれぞれ3名ずつ参加出来るという解釈でよろしいでしょうか。	No. 13の回答をご確認ください。
16	入札説明書	19	6	(5)	6)	②		入札説明書等に関する個別対話	業務が多種にわたる事業者については、各業務の担当者を参加させたいため、リモートによる1社3名以上の参加は可能でしょうか。	リモートによる参加は可としますが、出席可能人数はNo. 13の回答をご確認ください。なお、リモートに必要な通信機器・環境は事業者で整えてください。
17	入札説明書	20	6	(5)	7)			入札説明書等に関する質問受付（第2回）	質問の回答公表が6月19日までに公表となっておりますが、いち早く質疑回答を受領し、設計や運営の提案に反映したいため、回答の公表を前倒ししていただけないでしょうか。	第2回の質問回答は6月19日とし、前倒しは行いません。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
18	入札説明書	20	6	(5)	8)	-	-	入札提案書類の提出	入札提案書類について、提出後のヒアリング等は設けられるでしょうか。	No. 10の回答をご確認ください。
19	入札説明書	20	6	(5)	8)	-	-	入札提案書類の提出	個別対話や質疑回答後に改めて施設全体の維持管理費の積算やB00施設の積算を実施するため、提案書提出期間を延伸いただけないでしょうか。期間としては4週間程度の延長を希望します。	提案書提出期限は延伸しません。
20	入札説明書	20	6	(5)	8)			入札提案書類の提出	質問回答（第2回）を確認後、建設費の積算やB00施設の費用積算を実施するため、入札提案書類の提出期間の延長を希望します。4週間ほど延長を希望します	No. 19の回答をご確認ください。
21	入札説明書	20	6	(5)	8)			入札提案書類の提出	個別対話等にて提案内容の確認を実施した後、施設規模やB00施設の設計、備品や遊具の選定・積算等を実施する作業時間を考慮し、提案書提出期間を伸ばしていただけないでしょうか。期間としては3週間以上の延伸を希望します。	No. 19の回答をご確認ください。
22	入札説明書	20	6	(5)	8)			入札提案書類の提出	個別対話後に提案内容を変更し改めて維持管理費等の積算を実施する期間を考慮し、8月3日の提案書提出時期変更していただけないでしょうか。3週間程度の伸ばしていただくことを希望いたします。	No. 19の回答をご確認ください。
23	入札説明書	20	6	(5)	8)			入札提案書類の提出	入札提案書類の提出が8月3日となっておりますが、広大な事業範囲による設計検討、B00施設整備の検討や運営業務の提案を対話・質疑回答2回目の回答を踏まえ、提案内容のブラッシュアップを検討する期間としては日数が短いため、提案書提出を2週間ほど延伸いただけないでしょうか。	No. 19の回答をご確認ください。
24	入札説明書	21	7	(1)				選定方法	入札者が1者でも審査はされるとの認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
25	入札説明書	21	7	(1)				落札者の決定	入札提案書類の提出後、提出事業者にヒアリングの場を設けられますでしょうか。提案書に記載の内容を確実に伝えるためにも貴県と選定委員会によるヒアリングの場を設けて頂けますでしょうか。	No. 10の回答をご確認ください。
26	入札説明書	23	8	(2)				SPC本社所在地	運営・維持管理期間開始後に本事業用地にSPCの本社所在地を移転することは可能でしょうか。	本事業用地にSPCの本社所在地を移転することは不可です。
27	入札説明書	23	8	(2)				特別目的会社の設立	SPCの本社を奈良に県内とすることと記載ありますが、本事業敷地内に本社所在地を設定しても問題ないでしょうか。	No. 26の回答をご確認ください。
28	入札説明書 別紙	27	別紙1	2				サービス対価と業務の関係	表-1-2におけるB00施設（飲食施設の備品等を除く）において、設計・建設・維持管理における事業者の収入は利用料金等の欄に〇となっておりますが、入札説明書P28表1-3において建築物・設備においてはサービス対価の対象となっております。サービス対価は〇ではないでしょうか。	表-1-3の飲食施設の建築物・設備はBTO対象施設であり、表-1-2では「上記以外」に該当し、その他の備品等（内装、什器、備品等）はB00施設であるため、その設計・建設・維持管理費用は利用料金収入により回収することとしています。なお、 表-1-2について一部訂正します。新旧対照表No. 2をご確認ください。 (回答添付資料①)
29	入札説明書 別紙	27	別紙1	2				サービス対価と業務の関係	B00施設（飲食施設の備品等を除く）の設計・建設・維持管理についても、利用料金による回収が困難と見込まれる費用について、サービス対価の対象にしていだけないでしょうか。	No. 4の回答をご確認ください。
30	入札説明書 別紙	29	別紙1	4	(1)	ア		表1-4 設計・建設費に関する補助対象範囲	サービス対価A-1の試算方法は、表1-4に記載の補助対象施設の実施設設計費、建設費、工事監理費、それぞれの費用の50%がサービス対価A-1として貴県より支払われるという理解でよろしいでしょうか。	年度毎に支払うサービス対価A-1の算定は、設計・建設業務の年度ごとの出来高と、社会資本整備総合交付金と同交付金と同額の県単独費を足した費用を比較して、少ない方の額がサービス対価A-1となります。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
31	入札説明書 別紙	29	別紙1	4	(1)	ア		サービス対価A-1	「社会資本整備総合交付金」が想定金額より減額された場合、足りないサービス対価A-1は県単独支出分として事業者を支払われるという理解でよろしいでしょうか。	サービス対価A-1として不足する分はサービス対価A-2アとして割賦で支払います。No. 30の回答もご確認ください。
32	入札説明書 別紙	30	別紙1	4	(1)	ア		サービス対価A-1	交付金額が増減した場合、足りない金額は事業者にて調達し、調達した金額分はサービス対価A-2にて県が分割で支払うという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。No. 30、No. 31の回答もご確認ください。
33	入札説明書 別紙	30	別紙1	4	(1)	ア		サービス対価A-1	サービス対価A-1にて各年度ごとに支払われる金額が確定するのはいつ頃でしょうか。	事業契約時に提案に基づく年度別支払予定額が確定しますが、出来高が確認でき、補助金額が確定する年度末に当該年度の支払額が確定します。
34	入札説明書 別紙	30	別紙1	4	(3)	ア		サービス対価C-1	サービス対価C-1は一括で支払われるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	入札説明書 別紙	31	別紙1	5	(1)			サービス対価A	サービス対価A-2については、令和9年度分のサービス対価A-1と合わせて消費税分の支払いとなっていますが、サービス対価A-1は、令和9年度以前の各年度において消費税込みの金額が支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	入札説明書 別紙	31	別紙1	5	(2)	イ		サービス対価B-2	各回の支払額は当該年度の4分の1とする。と記載ありますが、当該年度とは、様式7-3-6にて記載した各年度修繕費を意味しているという理解でよろしいでしょうか。支払われる修繕費は、各年度ごとに記載した修繕費の4分の1を支払うということでしょうか。	ご理解のとおり、当該年度とは、様式7-3-6にて記載した各年度修繕費を意味しています。また、各回に支払われる修繕費は、各年度ごとに記載した修繕費の4分の1を支払うこととなります。
37	入札説明書 別紙	34	別紙2	(2)	2)			モニタリング対象対価	モニタリングの対象対価にサービス対価C-1は含まないという理解でよろしいでしょうか。	サービス対価C-1についても、モニタリングの対象となります。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
38	入札説明書 別紙	37	別紙2	(4)	7)	ア		サービス対価の減額	表2-3に記載のサービス購入料とはサービス対価の誤りでしょうか。	誤りです。訂正します。新旧対照表No. 3をご確認ください。
39	入札説明書 別紙	37	別紙2	(4)	7)	ア		サービス対価の減額	減額に対する計算式について、 α の対象である全体面積とは、屋内施設の延べ床面積+屋内施設を除く本事業の管理対象区域の面積の合計という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	入札説明書 別紙	37	別紙2	(4)	7)	イ		サービス対価の減額	是正勧告のレベル認定に際し、「重大な支障」に該当するか「軽微な支障」に該当するかについては、県が一方的に判断することとなるでしょうか。それとも、認定に際し、事実確認等のための事業者ヒアリングや事業者との協議を行っていただけののでしょうか。	必要に応じて、入札説明書P34に記載の随時モニタリングを実施して、事業者に対し事実確認等を行います。
41	入札説明書 別紙	39	別紙3	1				プロフィットシェアリングの対象	プロフィットシェアリングの対象は、税引き前当期利益を対象とせず、運営業務に関わる利益、たとえばBT0方式とB00方式の利用料金収入と経費の差額（飲食施設、イベントプログラム運営業務、自主事業に基づく利益を除く）等に限定していただけませんか。	プロフィットシェアリングの適用条件は変更しません。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
42	入札説明書 別紙	39	別紙3	2				プロフィットシェアリングの適用条件	プロフィットシェアリングの適用条件、適応金額について理解を深めたいため、具体的な数字を用いて事業者が県に支払う金額についてご説明ください。	<p>プロフィットシェアリングは、事業者の税引前当期利益について、実績が提案の15%以上を超過した場合に適用され、当該超過額の20%を県へ納付するものとなります。提案時には税引前当期利益を様式7-1-9②に記載します。</p> <p>例) 任意の年度における設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案時の税引前当期利益：1,000万円 ・税引前当期利益の15%に相当する額：150万円 (=1,000万円×15%) <p>→適用条件：実際の税引き前当期利益が1,150万円を超過した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際の税引前当期利益が1,200万円だった場合… 当該超過額：50万円 (=1,200万円-1,150万円) 納付額=当該超過額の20%：10万円 (=50万円×20%)
43	要求水準書	1	第1	1				用語の定義	「飲食施設」について、公園利用者を主たる対象としますが、テイクアウト利用者も考慮したドライブスルーを併設しても宜しいでしょうか。その場合、車路には使用料が掛ることになるのでしょうか。	ドライブスルー方式は、公園利用者以外を対象とした方式となることが想定されるため、認めません。
44	要求水準書	1	第1	1				用語の定義	飲食施設において、自動販売機のみや無人店舗による形式は不可とありますが、客自ら調理をするための食材を販売する自動販売機などを設置し飲食施設として飲食を提供することは可能でしょうか。	要求水準で定める「飲食施設」として、自動販売機のみや無人店舗によって飲食提供を行うことは不可であり、客自ら調理をするための食材を販売する自動販売機などを「飲食施設」として設置することは認めません。ただし、要求水準で定める「飲食施設」を設置した上で、別途食材の自動販売機を設置することは可能です。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
45	要求水準書	6	第1	8				事業用地	「運動施設率は50%以下」とありますが、事業用地約10.8haに対する運動施設率を50%以下とすることが条件という理解で宜しいでしょうか。既存公園の区域を含む公園全体(拡張区域+既存公園の区域)で運動施設率50%以下とする必要がある場合は、公園全体の敷地面積と現況施設の運動施設率をご教示ください。	都市公園法および奈良県都市公園条例による規定では運動施設の割合は既存公園の区域を含む公園全体となりますが、既存公園と拡張区域で異なる事業者が運営することになるため、事業用地約10.8haに対して運動施設率を50%以下としてください。
46	要求水準書	6	第1	8				事業用地	「建蔽率は70%以下 都市公園は2%、ただし…」とありますが、事業用地約10.8haに対する建蔽率の条件という理解で宜しいでしょうか。既存公園の区域を含む公園全体(拡張区域+既存公園の区域)に対する建蔽率の条件である場合は、公園全体の敷地面積と現況施設の建築面積をご教示ください。	都市公園法および奈良県都市公園条例による規定では建ぺい率等は既存公園の区域を含む公園全体となりますが、既存公園と拡張区域で異なる事業者が運営することになるため、事業用地約10.8haに対して建ぺい率等の条件としてください。
47	要求水準書	6	第1	8				事業用地	本事業で整備する各公園施設(建築物)について、都市公園法第二条2項の第何号に該当するかの想定をご教示ください。 例) 子どもの屋内遊戯施設⇒第四号の遊戯施設	入札説明書P4表-2を基本的な分類としており、都市公園法第二条2項の各号に該当しています。なお、実際に提案される施設内容に応じて個別判断となります。
48	要求水準書	6	第1	8				事業用地	都市公園内の建ぺい率について、奈良県立都市公園条例第1条の5では運動施設及び教養施設は12%まで緩和、休養施設は22%まで緩和、高い開放性を有する建築物(屋根付広場)は12%まで緩和するように読めるのですが、要求水準書に記載されている建ぺい率の条件が正という理解で宜しいでしょうか。	要求水準書P6記載のとおりです。これは、奈良県立都市公園条例第1条の5についても同じ内容です。なお、参考資料としては、「公園緑地マニュアル(平成29年度版)、一般社団法人日本公園緑地協会編集・発行」になります。
49	要求水準書	6	第1	8				事業用地	ハザードマップについて言及されていますが、浸水深に応じた設計の条件設定は言及されていません。事業者の提案に委ねられているという理解で宜しいでしょうか。	ハザードマップへの対応は事業者の提案に委ねます。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目 1	細目 2	細目 3	項目名	質問事項	回答
50	要求水準書	6	第1	8	図表 1-5 図表 1-6			事業用地 事業用地の概要	事業用地と既存公園の区域の敷地設定（建築基準法）について 建築基準法上の敷地として、既存公園の敷地と事業用地の敷地のふたつの敷地設定になると理解していますが、その理解でよいでしょうか。二つの敷地設定になる場合、事業用地の敷地は野球場が含まれる敷地面積に対して、建蔽率等を満たすように建築計画をすることによりよいでしょうか。	ご理解のとおりと想定していますが、最終判断は建築主事によることとなります。
51	要求水準書	6	第1	8	図表 1-6			事業用地の概要	「その他」の欄で運動施設率が記載されており、「都市公園法施行令第8条の1」とありますが、「都市公園法施行令第8条第1項」ではないでしょうか。また、その場合、同条同項では、「一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合」とあることから、当該公園の敷地面積は、既存公園の敷地面積と今回の事業用地の敷地面積の合計面積であると理解していますが、「運動施設率50%以下」は、既存公園の敷地面積と今回の事業用地の敷地面積の合計面積に対する率でよいでしょうか。その場合、既存公園における運動施設の有無、面積等が計画設計上、必要となりますので、ご提示をお願いします。	ご指摘のとおり、都市公園法施行令第8条第1項です。訂正します。新旧対照表No.4をご確認をください。また、運動施設率に関しては、No.45の回答をご確認ください。
52	要求水準書	7	第1	9				本施設の開園日・開園時間	図表1-7を基本としたうえで、県と協議により決定する。とありますが、深夜営業も協議によっては認められるのでしょうか。制限があるのであれば、お示し下さい。	特に県として制限は設けていませんが、深夜営業の実施に係る、地元・関係機関等との協議は提案者が実施する必要があります。
53	要求水準書	7	第1	9				本施設の開園日・開園時間	その他施設は年中無休とありますが、駐車場が年末年始閉園していることから、駐車場を利用して来園される人々向けの施設も事業者の提案で閉園日を設定しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P7の図表1-7では基本とする開園日及び開園時間を示したものであり、年末年始の駐車場の閉場を定めたものではありません。これを基本として具体的設定は事業者提案に委ねます。
54	要求水準書	8	第1	11	1)			統括管理責任者の配置	統括管理責任者は常駐しなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
55	要求水準書	8	第1	11	1)			統括管理責任者の配置	確認ですが、統括管理責任者は非常駐との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	要求水準書	10	第1	12	(2)			条例	奈良県興行場法施行条例が記載されていますが、本事業において、興行場法第1条に該当する興行場の設置も対象とされているのでしょうか	本事業においては、興行場の設置は対象としていません。
57	要求水準書	10	第1	12	(2)			条例	都市計画法施行令第21条第3項で「都市公園法第二条第二項に規定する公園施設である建築物」と規定され、公園施設は、都市計画法第29条による開発許可の対象となりません。一方、要求水準書では、「奈良県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」が記載されていますが、本事業で整備する施設には、開発許可の対象となる施設があると理解してよろしいでしょうか	要求水準書等で求める本事業で整備する施設の整備については、開発許可が必要とは考えていません。ただし、協議は必要です。
58	要求水準書	12	第1	12	(5)	1)		県の上位関連計画	奈良県広域緑地計画は、県HP等で公表されているのでしょうか	公表されていませんが、県での閲覧は可能のため、閲覧希望者は県にご連絡ください。
59	要求水準書	12	第1	14				既存公園との連携	既存公園との連携の在り方に関する提案について評価対象となる場合は、公平性担保のため現在の課題を提示していただけないでしょうか。	既存公園との連携のあり方の提案においては、現在の課題分析も含め、事業者による提案を求めます。
60	要求水準書	12	第1	15	-	-	-	周辺施設との連携	「イベントや広報等において連携し…」とありますが、連携について、事前に貴県が想定されている内容があればご教示願います。	連携についての具体的な想定はありません。事業者による提案を求めます。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
61	要求水準書	12	第1	15				周辺施設との連携	周辺公園との連携の在り方に関する提案について評価対象となる場合は、公平性担保のため連携すべき課題や連携可能な内容を提示していただけないでしょうか。	連携についての具体的な想定はありません。事業者による提案を求めます。
62	要求水準書	12	第1	16	-	-	-	県の施策への協力等	「県による行催事・広報その他、施策の実施に関して別途、県より要請があった場合、これに協力すること」とありますが、事前に貴県が想定されている内容があればご教示願います。	県が実施する行事・広報等について現時点で具体的な想定はありません。
63	要求水準書	13	第1	16				県の施策への協力等	「新型コロナウイルスを含めた感染症等について、その感染拡大状況によっては、県より別途対応を指示することがある。」とありますが、先の新型コロナウイルス感染拡大時には県の施設においてどのような対策を各施設に指示されたでしょうか。	令和2年度において、「新型コロナウイルス感染症にかかる奈良県対処方針」（4.17方針）に基づき、県営プール（スイムピア奈良）、駐車場等の利用休止の協力要請を行いました。その後、同方針（5.15方針）にて県有施設の休止要請の緩和、感染防災対策を整えた上での利用再開を通知しました。引き続き、各施設の運営においては、業界団体による感染防止ガイドライン等に従い感染予防対策を実施しています。
64	要求水準書	14	第2	1				方針1	方針にインクルーシブな空間の創出とありますが、最寄り駅の「ファミリー公園前駅」は無人かつ片側ホームの出入りが階段のみなので、車椅子の方が利用が出来ないと思われませんが、駅の改修のご予定はありますか。	駅の改修は、鉄道事業者が実施することになりますが、現時点で改修の予定は聞いていません。県としては今後鉄道事業者に駅の改修について要望していく予定です。
65	要求水準書	17	第2	2	(1)	2)		配置人数	P18の図表2-1にて想定されている人数について、事業者の提案によるとのことで、「必須の人数」においてもサービス水準が維持できれば、営業時間すべてにおいて満たさなければいけない人数ではないという認識でよろしいでしょうか。	要求水準書に示す「必須の人数」は、確実に配置されるべき人数であり、営業時間中は常に配置されなければなりません。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
66	要求水準書	17	第2	2	(1)	2)		配置人数	プレイリーダーの配置はサービス水準の維持が図られる範囲で事業者の提案による。と記載ありますが、次頁には必ず配置すべき人数の設定があります。 昨今の人材不足や今後の人件費高騰を鑑みるとプレイリーダーの確保は非常に難しいことが予測されることから、配置人員の提案並びにプレイリーダーのマルチタスク提案をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書に示す「必須の人数」は、確実に配置されるべき人数であり、営業時間中は常に配置されなければなりません。 なお、プレイリーダーが同一施設や他の施設のプレイリーダーを兼務することは認めませんが、プレイリーダーの業務に支障がない範囲で事務補助等他のタスクを実施することは妨げません。
67	要求水準書	17	第2	2	(1)	2)		配置人数	プレイリーダーの配置人数については、施設の需要予測を鑑み事業者にて臨機応変に人数を変更しても問題ないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に示す「必須の人数」を満たしたうえで、人数の変更を行ってください。
68	要求水準書	18	第2	2	(1)	2)		プレイリーダーの配置人数	通常期と繁忙期の配置人数は分けて記載されていますが、繁忙期は事業者の想定した時期を提案するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、繁忙期の想定は事業者に委ねます。
69	要求水準書	20	第2	2	(2)	図表2-2		図表2-2 B00方式の対象	B00方式の対象に「内装」と記載ありますが、内装とは壁紙やクロス等の施設内部の装飾を指しているという理解でよろしいでしょうか。	施設整備におけるBT0方式とB00方式の区分（費用分担）に関する補足資料を、要求水準書の添付資料に加えます。 （回答添付資料②）
70	要求水準書	20	第2	2	(2)	図表2-2		図表2-2 B00方式の対象	飲食施設の設備はBT0方式と記載ありますが、調理に必要な設備関係もBT0方式に含まれるという理解でよろしいでしょうか。 BT0方式で想定している建築物・設備とは具体的にどの範囲までのものを指しているのでしょうか。	No. 69の回答をご確認ください。
71	要求水準書	20	第2	2	(2)	図表2-2		図表2-2 B00方式の対象	B00方式の対象として整備する什器・備品、遊具等について、資産の所有者は事業者（SPC）から業務受託する構成員又は協力企業が所有するというスキームで提案しても問題ないでしょうか。	ご提示のとおりで問題ありません。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
72	要求水準書	20	第2	2	(2)	図表2-2		図表2-2 B00方式の対象	BT0方式の対象は、建築物・設備になっており、建築物を不動産として所有権登記をしますが、P23の図表2-5の所有権欄が「県」となっている施設として、BT0方式の対象以外の施設で、天然芝広場、屋根付き人工芝広場、クラブハウス、総合インフォメーション、みんなの広場があります。クラブハウスと総合インフォメーションの建築物は県の所有権となっていますが、これらの施設はBT0方式の対象ではないのでしょうか。さらに、天然芝広場、屋根付き人工芝広場、みんなの広場は、建築物の記載がありませんが、建築物は整備しない前提であると理解してよろしいでしょうか。その場合、これらの施設の所有権欄の意味は、土地の所有権と理解してよろしいでしょうか。	P23の図表2-5の所有権欄が「県」となっている施設は、BT0方式の対象施設です。天然芝広場、屋根付き人工芝及びみんなの広場における建築物の整備については、ゾーン共通の公園施設や自主事業の提案は妨げません。また、これらの施設に設けられる自主事業以外のものは県所有となります。
73	要求水準書	20	第2	2	(2)	図表2-2		図表2-2	確認ですが、各施設の造成に伴う費用はBT0方式との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	要求水準書	20	第2	2	(2)	図表2-2		図表2-2	乳幼児用屋内遊戯施設・子供の屋内遊戯施設・飲食施設の内装がB00方式の対象となっておりますが、詳細の範囲が不明です。内部に施工する表面仕上げ（クロス、塗装、カーペット等）のみをB00対象とし、下地類（ボード、下地、断熱材等）および建具はBT0対象と考えて宜しいでしょうか。	No. 69の回答をご確認ください。
75	要求水準書	20	第2	2	(4)			利用しやすい料金設定	屋外の公園施設（乳幼児用屋外遊戯施設、子ども屋外遊戯施設、フィールドアスレチック、天然芝広場）は、雨天時は利用せず利用料金も徴収しないという認識で宜しいでしょうか。	屋外の有料施設の雨天時利用については、事業者の提案に委ねます。利用者の責に帰さない理由による利用中止の場合は、利用料金の払い戻しを行うこととしています。（要求水準書P78 ③個人利用受付業務参照）
76	要求水準書	20	第2	2	(4)			利用しやすい料金設定	用具等の貸出は自主事業として提案可能と記載ありますが、上限金額はなく、事業者の提案で良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、料金設定については、上限金額はありませんが要求水準書に記載のとおり、利用しやすい料金設定としてください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
77	要求水準書	21	第2	2	(4)	図表2-3		図表2-3 利用料金	本書に記載の利用料金は税抜き金額でしょうか。	図表2-3に示す利用料金（上限の目安）は、税込み金額です。
78	要求水準書	21	第2	3	(1)	2)		飲食施設	事業者が事業契約に基づき実施する飲食施設運営において、第三者を使用する場合、その契約主体は、事業者でよろしいでしょうか。また契約形態の指定はあるでしょうか。建物賃貸借契約でもよろしいでしょうか。	契約主体は、事業者となります。契約形態の指定はありませんが、要求水準を満たす契約内容としてください。建物賃貸借契約でも問題ありません。
79	要求水準書	21	第2	3	(1)	2)		独立看板	飲食施設の運営に伴う独立看板等を設置する際、設置許可に係る使用料について、基礎を含む投影面積でよろしいでしょうか。また何らかの制限があればご教示ください。	使用料についてはご認識のとおりです。整備に当たっての制限については、要求水準書に示す適用法令及び基準、当該施設に関する要求水準を参照してください。
80	要求水準書	22	第2	3	(1)	3)		使用料	管理許可に関する使用料は事業者が設置する建物の価格・面積が想定できないため使用料の公表は行わないものとする。と記載ありますが、使用料を想定できない状況で収支を検討することは非常に困難です。落札者決定後に県が定める使用料は、当該管理許可が必要な施設の売上規模から収支上赤字にならない範囲の金額とし、詳細は事業者と協議の上決定いただけると理解しても問題ないでしょうか。	使用料については、事業者との協議により決定するものではなく、土地の評価額、建物の建設費用、面積、使用条件、及び近隣施設の使用料に基づき、県が決定します。
81	要求水準書	22	第2	3	(2)			使用料	事業期間中に使用料が改定された場合は改定された使用料に従うものとする。と記載ありますが、改定された場合支払う使用料は県と協議可能という理解でよろしいでしょうか。また、使用料が改定される際は利用料金も見直しいただけるという理解でよろしいでしょうか。	使用料の変更については、社会状況が大きく変動したことに対応するものであり、協議をする機会はありません。利用料金の見直しについては、事業契約書（案）第72条第4項に基づき、県と事業者は協議を行うことができます。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
82	要求水準書	22	第2	3	(2)			使用料	管理許可に係わる使用料は、落札者の決定後に県が定めるとありますが、目安の単価を提示していただくことは可能でしょうか。事業収支を組み立てるうえで必要と想定します。	奈良県立都市公園条例、別表第一の区分、「公園施設を管理する場合」において、公園施設の種別ごとの管理許可に係る使用料の限度額（上限額）を、奈良県立都市公園条例施行規則、別表第二の区分、「公園施設を管理する場合」において、まほろば健康パーク等の既存公園における管理許可に係る使用料を示しているのご参照のうえ、ご提案ください。
83	要求水準書	23	第2	3	(2)		図表2-5	使用料を徴収する施設等の要件	乳幼児屋外遊戯施設、子どもの屋外遊戯施設、フィールドアスレチックの所有権が事業者となっていますが、所有権の対象となるものは、施設の什器・備品、遊具等であり、土地の所有権は県であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	要求水準書	23	第2	3	(2)		図表2-5	使用料を徴収する施設等の要件	「都市公園法の許可」の欄についてクラブハウス、総合インフォメーションの部分が空欄になっていますが、管理許可ではないでしょうか	クラブハウス、総合インフォメーションは指定管理による管理のため、都市公園法の許可を必要としません。
85	要求水準書	23	第2	3	(2)		図表2-5	使用料を徴収する施設等の要件	「有料」の欄についてクラブハウスの部分が空欄になっていますが、図表2-3でクラブハウスの利用料金が記載されているため、有料ではないでしょうか	クラブハウス自体の使用は無料です。ただし、クラブハウス内のシャワー利用については有料としています。
86	要求水準書	24	第2	4	(1)	1)		軟式野球場	事業用地内にある軟式野球場の撤去・解体を行うことと記載がありますが、内訳・数量をご教示ください。	軟式野球場に関する資料として、既存公園の完成図面としての施設平面図、バックネット改修図をこの回答書の添付資料として示しますのでご確認ください。なお、具体的な内訳・数量はありません。 (回答添付資料③、④)
87	要求水準書	24	第2	4	(1)	2)		ポンプ施設等の一部存置	ポンプ施設を存置とのことですが、今後の事業内容において不必要な場合も存置するのでしょうか。継続して利用するのであれば計画案をご教示ください。	ポンプ施設は、2) ポンプ施設等の一部存置に記載のとおり、引き続き必要な施設のため存置します。詳細については、資料5 雨水調整池等予備設計資料を確認してください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
88	要求水準書	24	第2	4	(1)	2)		ポンプ施設等の一部 存置	ポンプ施設は事業用地外であることから維持管理・運営は県が行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	要求水準書	24	第2	4	(1)	2)		ポンプ施設等の一部 存置	既設のポンプ施設および送電鉄塔がある区域と本事業用地との境界の仮囲いは、フェンスバリケードではなく、単管バリケードでも構わないでしょうか。また、事業用地の南側に自転車道路との境界にフェンスがあるので、事業用地の境界際には仮囲いは不要と考えて宜しいでしょうか。	工事中の仮囲い等の安全管理は、適宜関係者と協議して必要な対策を実施してください。
90	要求水準書	25	第2	4	(1)	3)		下水道関連施設	事業地内の下水道関連施設が更新・管理されることですが、計画内容をご教示ください。	下水道関連施設の更新・管理について、現在提示可能な計画内容はありませぬ。
91	要求水準書	25	第2	4	(1)	3)	-	下水道関連施設	「…下水道関連施設のインフラが設置されており、本事業期間においても更新・管理される。」とありますが、例えば、事業用地内の污水管を撤去した場合、事業用地境界で接続されている事業用地外の污水管が機能しなくなる場合があります。その場合の事業用地外にある污水管について、機能復旧等の対応及び費用の負担区分についてご教示願います。(資料8参照)	原因者による機能復旧を原則とします。例えば、下水道管理者が下水施設の更新等のために、機能復旧が必要となる場合は、下水道管理者による負担となります。公園施設の整備によって下水施設等の機能復旧が必要となる場合は、公園施設を整備する事業者による負担となります。
92	要求水準書	25	第2	4	(1)	4)		県が設置したモニュメント	モニュメント4体のおおよそのサイズ(幅・奥行・高さ)、基礎形状が分かる資料がございましたらご提供ください。	現地にて確認をお願いします。
93	要求水準書	25	第2	4	(1)	5)		その他の既存施設	「事業用地内に存在するその他の既存施設については、・・・」とありますが、その他の既存施設についてどのようなものがあるかご指示ください。	その他の既存施設として、園路、四阿、植栽等があります。具体的な内訳・数量はありません。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
94	要求水準書	25	第2	4	(1)	5)		その他の既存施設	その他の既存施設について「事業用地内に存在するその他の既存施設については、事前に県と協議を行い、確認を受けたうえで解体・撤去すること。」とありますが、試算のために事前解体撤去の情報を現時点で可能な範囲で頂けますでしょうか。特に野球場の図面等資料を頂けますでしょうか。	No. 86、No. 93の回答をご確認ください。
95	要求水準書	25	第2	4	(1)	5)		その他の既存施設	事業用地内にあるその他の既存施設について撤去・解体を行うことと記載がありますが、内訳・数量をご教示ください。	No. 93の回答をご確認ください。 また、具体的な内訳・数量はありません。
96	要求水準書	25	第2	4	(2)			汚泥埋設地における施設整備の制限	調査において基準値を超過した汚染物質は検出されていないのであれば、なぜ汚泥なのでしょう。性状、強度によるもののでしょうか。	事業活動によって生じた泥状の物質について「汚泥」と言われており、下水道事業の下水処理にともなって発生したもののため「汚泥」と記載しています。
97	要求水準書	25	第2	4	(2)			汚泥埋設地における施設整備の制限	県が提示した資料等から汚染の除去等が必要になるとは読み取れませんが、実際に掘削を行い土壌汚染対策法に基づく調査を行った結果、汚染の除去等の措置が必要となった場合、汚染の除去費用は県の負担という理解で宜しいでしょうか。	現時点で、事業用地内で汚染等の事実は確認されていません。 ただし、事業者が行う調査によって、汚染が発見された場合は、事業契約書（案）第38条に基づき処理し、費用は県が負担します。
98	要求水準書	25	第2	4	(2)			汚泥埋設地における施設整備の制限	過去に県により下水汚泥が埋設されているとあり、平面図の資料はありますが、深さをご教示ください。	下水汚泥の深さに関連した資料はありません。 汚泥埋設地にある土砂は、全て下水汚泥と考えてください。
99	要求水準書	25	第2	4	(3)			雨水貯留施設の移設に伴う施設整備の制限	移設予定の雨水貯留施設に対する管理用道路や周辺の荷重条件等、プランニング等において配慮すべき事項を提示いただけないでしょうか。	現時点で、資料5として示している以上のものはありません。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
100	要求水準書	25	第2	4	(3)			雨水貯留施設の移設に伴う施設整備の制限	移設予定の雨水貯留施設は、非灌水時に暫定駐車場等として利用する提案は可能でしょうか。可能な場合は無償での利用が可能でしょうか。	事業用地外となり、公園用地として利用許可等を得ていないため、提案は不可です。
101	要求水準書	26	第2	4	(4)	-	-	既存樹木の活用	「【資料7 植生調査結果】を参照」とありますが、入札資料に未添付であったためご開示願います。	資料7は希望者にCD-ROMにて貸与していますので、お問い合わせください。
102	要求水準書	27	第2	4	(5)			インフラ整備	水道及び電気の使用量増加に伴う水道引き込み径、電気引き込み容量の変更は可能でしょうか	水道及び電気の引き込みは、本事業で新たに行うことを想定していますが、既存公園からの分岐とする場合は県と現PFI事業者との協議が必要です。維持管理、運営開始後に想定していた使用量では不足し、水道引き込み径、電気引き込み容量等の変更が必要となった場合は、県との協議の上で事業者の負担により変更することは可能です。
103	要求水準書	27	第2	4	(5)			下水道雨水	雨水について、一級河川・中川及び大和川に排水していると記載がありますが、排水計画と調整池計画を作成する上で、中川と大和川の流域図が必要となるため、両河川の流域図のご提示をお願いします。	県で閲覧可能のため、閲覧希望者は県にご連絡ください。
104	要求水準書	29	第3	2	(2)	図表3-1		ゾーン区分及び施設配置	エリア・ゾーン区分毎に整備する施設が示されていますが、エリア区分の異なる施設を一体で建築する提案は可でしょうか。その場合、資料10「エリア区分図」で示されているエントランスエリアの範囲を拡大する提案は可でしょうか。	エリア区分の異なる施設を一体化する提案は制限しません。また、資料10「エリア区分図」で示した範囲はあくまでイメージですので、この範囲を超えてのエリア分けも可能です。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
105	要求水準書	29	第3	2	(2)			ゾーン区分及び施設配置	エリア・ゾーン区分毎に整備する施設が示されていますが、ゾーン区分は一つのゾーンが事業用地内の複数箇所に点在しているような提案も可でしょうか。	図表3-1に示すエリア区分、ゾーン区分を満たす必要はありますが、点在する提案も可能です。
106	要求水準書	30	第3	2	(4)	3)		周回路や散策路の整備	既存公園を含むまほろば健康パーク内の現況のジョギング・ランニングコースとなっているルートが分かる資料があればご提供ください。	スイムピア奈良から奈良県浄化センターの外周を回るジョギングコースがあります。スイムピア奈良建物前にジョギングコースを示す案内板がありますので現地にてご確認ください。また、回答書の添付資料として示しますのでご確認ください。 (回答添付資料⑤)
107	要求水準書	30	第3	2	(4)	3)		周辺地域への配慮	杉ノ木橋の架け替えについて、架け替え位置、構造（大型車通行可かどうか）など、現時点でわかる範囲でご教示願います。	杉ノ木橋の架け替えについて、詳細は確定しておりません。
108	要求水準書	30	第3	2	(4)	3)		周辺地域への配慮	供用開始までに架け替え工事が計画されている杉ノ木橋は架け替え後の位置をご教授ください。	No. 107の回答をご確認ください。
109	要求水準書	30	第3	2	(4)	3)		周辺地域への配慮	事業用地南東にある近鉄橿原線のアンダーパスは、今後幅員拡幅の予定等がありますでしょうか。	近鉄橿原線のアンダーパスについて、現時点では幅員拡幅の予定はありません。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
110	要求水準書	30	第3	2	(4)	3)		周辺地域への配慮	「杉ノ木橋付近から事業用地への動線を確保すること」とありますが、杉の木橋付近から既設テニスコート南側管理道路（事業用地東側）を経由しての動線とすることは可能でしょうか。不可の場合、事業用地南側からの車両入場には事業用地外の造成工事等が必要となりますが、本事業の範囲内でしょうか。	県浄化センターとの協議、及び許可を得ることが必要ですが、当該要求水準に関わる事業用地南側からの車両入場のための事業用地外の造成工事等についての提案は可能とします。
111	要求水準書	31	第3	3	(1)	2)		トイレ	バリアフリースイートを設置し…、とありますが全てのトイレの箇所ごとに設置が必要という理解で宜しいでしょうか。それともいくつかのトイレの箇所に必要に応じて設置するということでしょうか。	バリアフリースイートの配置は必要ですが、箇所数は必要に応じて設置してください。
112	要求水準書	31	第3	3	(1)	3)		散水設備	「散水設備を設置すること」とありますが、既存の植栽の場所について追加設置が必要でしょうか。また、現在の散水設備の設置状況をご教示ください。	追加設置の提案については、事業者に委ねます。なお、現在の散水設備の設置状況について把握しているものではありません。
113	要求水準書	32	第3	3	(1)	4)		駐車場・駐輪場	大型車両の駐車も可能となる計画とすること。とありますが、大型車両の駐車桟の数は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	要求水準書	32	第3	3	(1)	4)		駐車場	普通自動車340台以上の駐車桟を有する駐車場とありますが、臨時駐車場200台はこれとは別に確保する必要があるのでしょうか。	普通自動車340台以上の駐車桟を有する駐車場を確保する必要がありますが、臨時の駐車場はこれとは別に確保する必要はありません。臨時の駐車場は、本事業の設計・建設期間中において、プール利用のある夏季に事業用地内で、200台程度の駐車スペースを確保してください。
115	要求水準書	32	第3	3	(1)	4)		駐車場	大型車両の駐車は、普通自動車340台とは別で整備するという解釈でよろしいでしょうか。	No. 114の回答をご確認ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
116	要求水準書	32	第3	3	(1)	4)		駐輪場	駐輪場の設置位置、設置箇所数、駐輪台数は事業者提案によるとありますが、設置の有無についても事業者提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	駐輪場の設置は必須です。設置位置、設置箇所数、駐輪台数は事業者の提案に委ねます。
117	要求水準書	33	第3	3	(2)	2)		乳幼児屋外遊戯施設	授乳室、給湯室、トイレ等を設置することとありますが、屋内遊戯施設と併設した設計であれば用急速を満たしていると理解してもよろしいでしょうか。	要求水準書を満たすには、授乳室、給湯室、トイレ等について、乳幼児屋外遊戯施設と屋内遊戯施設を併設し、どちらの利用者も使える仕様となっている必要があります。
118	要求水準書	33	第3	3	(2)			乳幼児ゾーンの公園施設	屋外施設と屋内施設共に授乳室、給湯室、トイレ等の設置とございますが、一か所に整備し、屋内施設・屋外施設利用者の共有で授乳室等を利用するというご提案は可能でしょうか。	可能です。No. 117の回答もご確認ください。
119	要求水準書	35	第3	3	(3)	4)		無料遊具広場	設置する遊具は、地面に定着させない仕様(エア遊具等)も可でしょうか。継続的な更新する上ではそのような仕様の方が更新がしやすいメリットがあります。	要求水準を満たすのであれば、可能です。なお、設置費用に対するサービス対価は、A-1ではなくA-2となります。
120	要求水準書	35	第3	3	(4)	1)		天然芝広場	「耐圧性を有する計画」とありますが、耐車両用の舗装ではなく、たとえば芝生用耐圧基盤のようなものでしょうか	耐車両用の舗装および芝生用耐圧基盤のどちらも可能です。
121	要求水準書	35	第3	3	(4)	1)		天然芝広場	7,000㎡程度の天然芝の広場、とありますが、ア)、イ)、ウ)の面積を足すと10,000㎡となります。ア)、ウ)は同時に実施可能な広場とすること、とありますので、イ)についてはア)及びウ)との兼用利用可(時間で分ける)とする、という理解で宜しいでしょうか。	アウトドアエリアは天然芝の広場とは別に設ける設定ですので、文言を訂正します。新旧対照表No. 6をご確認ください。
122	要求水準書	35	第3	3	(4)	1)	イ)	アウトドアエリア	キャンプ使用で宿泊者がいる際も総合受付やクラブハウスは閉館してよろしいでしょうか。	キャンプ使用者の利用に支障がない運営であれば閉館することも可能です。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
123	要求水準書	36	第3	3	(4)	2)		屋根付き人工芝広場	屋根付き人工芝広場について、「雨天時や夜間でも練習が可能」とありますが、P7の図表1-7の「基本とする開園日及び開園時間」の開園時間において、9時～18時と年中無休に区分されています。「夜間」については、年中無休の欄に該当するのでしょうか。また、夜間に利用する場合、駐車場の時間帯が9時～18時になっているため、屋根付き人工芝広場を夜間利用される方は、駐車場が利用できない場合が想定されますが、夜間の対応は、どのようにお考えでしょうか。	要求水準書P7の図表1-7については、基本とするものであり、詳細は事業者の提案に委ねるものです。 夜間の対応については、提案をお願いします。
124	要求水準書	36	第3	3	(4)	2)		屋根付き人工芝広場	「夜間使用を想定し」とありますが、夜間営業は何時まで可能でしょうか？	No. 52の回答をご確認ください。
125	要求水準書	36	第3	3	(4)	2)		屋根付き人工芝広場	夜間使用を想定し、照明設備を設置することとありますが、本施設の開園時間は18時までと記載されています。 夜間とは18時までを指しているという理解でよろしいでしょうか。	図表1-7は基本的な開園日と開園時間を示したものであり、詳細は事業者の提案に基づき、県との協議により決定します。そのため、18時以降の利用について事業者から提案があれば、その時間帯も夜間に含まれます。
126	要求水準書	36	第3	3	(4)	3)		クラブハウス	クラブハウスで求められている施設のうちの全部または全部を総合インフォメーションで担う提案は可でしょうか。(事務室や会議室の集約化など) また、その逆で、総合インフォメーションで担う提案の一部をクラブハウスで担う提案は可でしょうか。	どちらの場合でも、各々の施設の要求水準を満たすのであれば、提案は可能です。
127	要求水準書	36	第3	3	(4)	3)	エ)	会議室	施設利用者への有料での貸出しは想定されているでしょうか。	会議室は従事者の打ち合わせ利用などを主に想定していますが、貸し出しに係る提案は制限しません。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
128	要求水準書	37	第3	3	(5)	2)		飲食施設	飲食施設で求められている「オープンスペース」とは壁・天井で囲われた屋内空間、または壁・天井で覆われていない屋外空間いずれの場合も可という理解で宜しいでしょうか。	飲食施設で求められている「オープンスペース」とは、壁・天井で囲われた屋内空間、または壁・天井で覆われていない屋外空間いずれの提案も可能です。
129	要求水準書	44	第3	4	(3)	3)		受変電・発電設備	P27図表には、事業用地は西側浄化センターから配電されていると記載されていますが、容量変更があった場合は、浄化センター側の受変電設備を改修するというのでしょうか。	P27図表2-8は、既存のインフラ設備の留意事項を示したものであり、本事業で既存インフラを改修することを求めています。県浄化センターの受変電設備ではなく、新たに電気引き込みを行うことを想定しています。
130	要求水準書	47	第3	4	(5)	2)		衛生器具設備	バリアフリースイールの設置位置は関係法令を遵守し事業者の提案で設置するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	要求水準書	49	第4	1	(4)			実施体制	設計業務責任者は、意匠設計主任技術者と兼務は可能でしょうか。	可能です。
132	要求水準書	50	第4	1	(6)	2)		実施設計図書	地質調査資料とありますが、基本設計完了時点で調査が完了している場合は、基本設計図書に含めても宜しいでしょうか。	問題ありません。
133	要求水準書	50	第4	1	(6)	2)		実施設計図書	交付金申請関連図書とありますが、申請する交付金はどのようなものでしょうか。また必要な図書の内容について現時点で分かる範囲でご教示頂けますか。	社会資本整備総合交付金の申請に関し、補助対象範囲を明確にする図面及び数量表等になります。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
134	要求水準書	50	第4	1	(6)	2)		実施設計図書	「交付金申請関連図書」とありますが、交付金の正式名称を教えてください。	「交付金」とは国が交付する「社会資本整備総合交付金」を指します。入札説明書別紙1もご参照ください。
135	要求水準書	51	第4	2	(1)			事前調査	事前に貴県より共有された資料では予測不可能な物事が発見され、それに対して対処や対応が必要になった際は、貴県による負担との理解でよろしいでしょうか。	ご質問の状況については、事業契約書（案）第38条及び第49条に基づき処理し、費用は県が負担します。
136	要求水準書	51	第4	2	(2)			設計	設計説明会の開催の主催は県という理解で宜しいでしょうか。 また説明会開催の回数・時期の想定をご教示ください。	設計説明会は県の要請に応じて事業者が主催するものです。現時点で回数や時期など詳細な想定はありません。
137	要求水準書	51	第4	2	(2)			設計	「県は、既存公園利用者等と意見交換を行う設計説明会の開催を適時、事業者に要請することができる。事業者は、必要に応じて打合せ資料を作成し、設計内容を説明すること」とありますが、もう少し詳細な点について、お伺いします。 既存公園利用者等とは、どのような方を対象とされているのでしょうか。 「打合せ資料を作成」とありますが、県と事業者との打ち合わせでしょうか。 設計説明会には、県は参加されるのでしょうか。 「事業者が、設計説明会の開催をする」と理解していますが、本事業は、要求水準書に従い、事業者の提案等、県の審査などの手続きを経て契約、さらに県との協議を行い、設計を進めていく中で、設計説明会の開催をした際、既存公園利用者等から、様々なご意見をいただくことが想定されます。ご意見の中には、要求水準書や事業者提案以上の要望等が出される可能性があります。ご意見の中には、反映できないご意見もあると考えています。意見の反映等の判断は、事業者の判断でよろしいでしょうか。 また、設計説明会は、基本的に、既存公園利用者等の同意を得る場ではないと理解していますが、いかがでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存公園利用者等とは、要求水準書図表1-5に示す既存公園区域を利用されている方及び周辺住民の方等を対象としています。 ・ (2) 設計に記載される「打合せ資料を作成」は、説明会に使用する資料の作成です。 ・ 設計説明会には県が必要に応じて参加します。 ・ 設計説明会等の意見の対応については、事業契約書（案）第39条に基づき対応してください。 ・ 同意を得る必要はありませんが、理解を得るように努めてください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
138	要求水準書	52	第5	1	(4)			建設業務 実施体制	実施体制は建設業務責任者、監理技術者又は主任技術者、現場代理人が必須と記載されていますが、監理技術者又は主任技術者、現場代理人は、工事期間中配置、常駐。建設業務責任者は、工事期間中配置、非常駐と考えて宜しいでしょうか。	問題ありません。
139	要求水準書	55	第5	2	(1)			解体・撤去	対象施設において、アスベスト・PCBについて改めて調査を行うこととありますが、発見された場合には変更の対象となるのでしょうか。	事業契約書（案）第49条に基づき処理し、費用は県が負担します。
140	要求水準書	55	第5	2	(1)			解体・撤去	事業者はアスベスト・PCBの有無について事前調査を行い、発見した場合は適切に処分・処理を行う。とありますが、処分・処理費用についてはサービス対価とは別に貴県より支払われるという理解でよろしいでしょうか。	No. 139の回答をご確認ください。
141	要求水準書	55	第5	2	(1)			解体・撤去	解体工事は設計期間中に開始することは可能でしょうか。	設計期間中に開始することは可能ですが、解体・撤去の時期を示しているものについては、ご注意ください。
142	要求水準書	55	第5	2	(1)			解体・撤去	「対象施設において、アスベスト・PCBの有無について改めて事前調査を行うとともに、発見された場合は・・・」と得いますが、発見された場合の処分に係る費用、及び処分に必要な工期は追加及び延伸が認められると考えてよろしいでしょうか。	No. 139の回答をご確認ください。
143	要求水準書	56	第5	2	(3)			什器・備品の調達設置	必要な備品を設置すること。とありますが、貴県にて想定している設置が必須な備品等がありましたらリストをご提供ください。	具体的な想定はありません。備品については事業者の提案に委ねます。
144	要求水準書	58	第6	1	(4)			実施体制	確認ですが、工事監理業務責任者は非常駐との理解で宜しいでしょうか。また、各主任技術者は兼務することも可能でしょうか。	ご理解のとおりです。また兼務も可能です。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
145	要求水準書	59	第6	2	(1)			工事監理	工事監理者は、常駐して業務を行うこと、とありますが、常駐するのは工事監理業務責任者、建築意匠・構造・電気設備・機械設備・公園設計いずれかの技術者のうち1名以上が常駐していること、という理解で宜しいでしょうか。	工事監理者として、工事監理業務責任者、建築意匠・構造・電気設備・機械設備・公園設計の各技術者、及び任意で配置されるその他の担当技術者のうち1名以上が常駐していることを求めています。
146	要求水準書	59	第6	2	(1)			工事監理	工事監理者は、常駐して業務を行うこと、とありますが、構造・電気設備・機械設備・公園設計については立会いの頻度等が少ないことが想定されるため、重点監理(非常駐)も可でしょうか。	No. 145の回答をご確認ください。
147	要求水準書	59	第6	2	(1)			工事監理	「工事監理業務内容は、国土交通省告示第98号に定められた標準業務とする」とありますが、平成31年1月21日の告示でしょうか	ご認識のとおりです。
148	要求水準書	59	第6	2	(1)			工事監理	「工事監理者、常駐して業務」とありますが、主任技術者との理解で宜しいでしょうか。また、常駐者は1名でありその他の主任技術者は重点監理で宜しいでしょうか。	No. 145の回答をご確認ください。
149	要求水準書	60	第7	1	(5)	1)		維持管理業務責任者	維持管理業務責任者は専任かつ常駐とし。とありますが、本施設の用途等を鑑みると非常駐での管理も可であると考えています。不要なコストを抑え、必要となる整備費や運営費を手厚くしたいこともあり、維持管理の考え方や管理方法については事業者の提案としていただけないでしょうか。	維持管理業務責任者は専任かつ常駐が必要です。
150	要求水準書	60	第7	1	(5)	1)	-	維持管理業務責任者	「維持管理業務責任者は専任かつ常駐」とありますが、本事業で要求される常駐の具体的な条件がございましたらご教示願います。	本事業では、公園開園中は、相当の理由がある場合を除き、常に公園に滞在することを求めます。なお、維持管理業務責任者が開園中に不在となる場合は、維持管理業務責任者と常に連絡の取れる者を事前に届け出て、県の承諾を得る必要があります。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
151	要求水準書	61	第7	1	(5)	2)		業務担当者	電気主任技術者～管理に必要な技術者（有資格者）を選任し、とありますが、選任する有資格者は業務の再委託先より選任しても問題ないという理解でよろしいでしょうか。	選任する有資格者を業務の再委託先より選任することは問題ありません。
152	要求水準書	61	第7	1	(5)	2)	-	業務担当者	「維持管理業務の業務担当者の配置」とありますが、必ずしも本施設への常駐を意味するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
153	要求水準書	61	第7	1	(5)	2)	-	電気主任技術者	電気主任技術者の選任について、電気保安法人への外部委託は可能でしょうか。	可能です。
154	要求水準書	63	第7	2	(2)	図表6-1		受変電・発電設備	保守管理の範囲は、特高受電設備を含まず、特高二次側（高圧側）系統から二次側以降が対象となるか、高圧受電設備以降が対象かご教示ください。	電気の受電は、浄化センターの受電設備から引き込むのではなく、新たに電気事業社から引き込むことを想定しています。そのため、保守管理の範囲は、当事業で新たに設置したものの以降が保守範囲になります。既存公園の受電設備から引き込む場合には、現PFI事業者との協議により決定します。
155	要求水準書	64	第7	2	(3)			遊戯施設保守管理	本業務の対象となる遊戯施設とは、無料遊具広場等のBT0方式にて整備した施設を指しているという理解でよろしいでしょうか。	本業務の対象は無料遊具広場等のBT0方式にて整備した施設のみではなく、B00方式にて整備する遊具も含まれます。
156	要求水準書	68	第7	2	(8)	3)		警備	開園時間中の警備業務の配置人員は1名と考えても良いか。また事業者の判断によりカメラ等の使用で無人警備として、要求水準書に記載されている事項については施設スタッフで業務実施しても良いか。	警備業務の配置人員については、要求水準を満たす限り、特に指定はありません。また、警備業務の施設スタッフによる兼務、カメラによる警備の併用も可能とします。
157	要求水準書	68	第7	2	(8)	3)		警備	「開園時間外は、機械警備のみでも可」とある一方で、「開園時間外の出入館管理を行うこと」とあります。開園時間外の出入館管理については、機械警備のログの記録等でよろしいでしょうか。	問題ありません。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
158	要求水準書	69	第7	2	(8)	3)		廃棄	「廃棄したものかどうか疑わしい場合は、「都市公園法」の監督処分に係る規定に基づき処理することになるので、県と協議すること。」とございますが、どのようなものを想定されてますでしょうか。	遺失物件か盗難物件か廃棄物か判断がつかない場合などを想定しています。
159	要求水準書	69	第7	2	(8)	3)		警備 要求水準	定期的に巡回を行い施設の安全を確認すること。とありますが、巡回以外の方法で施設の安全を確認できる手法を事業者より提案しても問題ないでしょうか。	施設の巡回は必須としますが、巡回以外の方法については、提案に委ねます。
160	要求水準書	69	第7	2	(8)	3)		警備 要求水準	放置自転車等で持ち主が不明なものは一定期間保管した後処分すると記載ありますが、処分費用はサービス対価とは別に貴県より支払われるという理解でよろしいでしょうか。	放置自転車の処分費用は事業者による負担とします。
161	要求水準書	69	第7	2	(8)	3)		警備 要求水準	放置自動車に対する対応も放置自転車と同様の取扱いという理解でよろしいでしょうか。	放置自動車の処分費用は事業者による負担とします。
162	要求水準書	69	第7	2	(9)	1)		環境衛生管理	本施設にある建築物に対してビル管理法に基づく業務を実施するとありますが、ビル管理法に該当する建築物のみ必要な点検業務を実施する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	要求水準書	69	第7	2	(9)	3)	-	建築物環境衛生管理技術者	「ビル管理法」に基づき、建築物環境衛生管理技術者を選任とありますが、同法に規定する特定建築物に該当する建築物がない場合は選任不要であり、また同法に基づく環境衛生管理業務の実施は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	要求水準書	69	第7	2	(9)	3)	-	建築物環境衛生管理技術者	建築物環境衛生管理技術者を選任する場合、本施設への常駐は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
165	要求水準書	69	第7	2	(9)	3)	-	建築物環境衛生管理技術者	建築物環境衛生管理技術者を選任する際、建築物環境衛生法規則第5条関係に基づく、他の特定建築物との管理技術者兼務は可能でしょうか。	可能です。
166	要求水準書	69	第7	2	(10)			修繕	本業務には大規模修繕業務は含まれないという理解でよろしいでしょうか。その場合、貴県が想定している大規模修繕の定義をご教示ください。	本事業における修繕は、要求水準書の範囲で、修繕規模によらずすべて業務の範囲となります。
167	要求水準書	70	第7	2	(10)	3)	-	修繕	大規模修繕（例：一定金額を超える修繕）は本事業の対象範囲外であり、貴県が直接実施するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 166の回答をご確認ください。
168	要求水準書	77	第8	2	(1)	2)	キ)	開園式典	式典の規模感ですが参加者は100名程度で想定したら宜しいでしょうか。価格の算定で必要ですのでご教授ください。	県が想定している来賓は100名程度です。一般参加者数については提案によります。参考ですが、前回のまほろば健康パーク開園式典は、来賓の他一般観覧客900名を含め約1000名の規模で行いました。
169	要求水準書	77	第8	2	(2)	2)	ア)	①巡回管理業務	本事業区域内とは、受付案内業務にて対応する各施設の範囲を指しているという理解でよろしいでしょうか。	本事業区域とは要求水準書図表1-5に示す事業用地内の区域を指します。
170	要求水準書	78	第8	2	(2)	2)	ア)	③個人利用受付業務	個人利用受付業務の対象となる施設は事業者提案であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、③個人利用受付業務は、同項②施設専用利用受付業務に該当しない個人の利用に対する受付業務で、基本的には要求水準書P21の図表2-3で個人の利用料金を設定している施設が対象となることを想定しています。
171	要求水準書	80	第8	2	(2)	2)	エ)	①マニュアルの整備	県が作成した既存のマニュアルをご開示いただけないでしょうか。	既存のマニュアルについては事業者が選定されたのち、ご提示します。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
172	要求水準書	80	第8	2	(2)	2)	エ)	③事故等の対応	「県との協議の上、損害賠償責任保険に加入する必要があると認められる場合には、保険に加入すること。」とありますが、県との協議の上保険に加入することになった際はサービス対価の増額になるとの理解でよろしいでしょうか。	県との協議の上保険に加入することになった際にもサービス対価の増額は想定しません。
173	要求水準書	81	第8	2	(4)	2)	ア)	イベントの企画・運営	事業用地内で実施するイベントの料金は上限がなく事業者の提案で良いという理解でよろしいでしょうか。また、イベントを実施する際に使用料を県へ払う必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、イベントの料金設定については、上限金額はありませんが要求水準書に記載のとおり、利用しやすい料金設定としてください。 また、イベントを実施する際には、奈良県都市公園条例に基づく行為許可を受けて、公園条例等に定める使用料を県に支払う必要があります。
174	要求水準書	82	第8	2	(4)	2)	イ)	プログラムの企画・運営	本事業は子供の遊びや運動を楽しめる施設を整備することが目的であり事業者としてはサービス対価をどのように活用し遊びや運動を楽しめる設え・企画などを貴県の要望に応えるかを提案する必要があると理解しています。そのため、プログラム・スクールの回数を予め過度に設定するのではなく、回数は一つの参考として事業者が提案できるよう変更いただけないでしょうか。	プログラム・スクールの回数については、変更しません。
175	要求水準書	82	第8	2	(4)	2)	イ)	プログラムの企画・運営	事業用地内で実施するプログラムの料金は上限がなく事業者の提案で良いという理解でよろしいでしょうか。また、イベントを実施する際に使用料を県へ支払う必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、プログラムの料金設定については、上限金額はありませんが要求水準書に記載のとおり、利用しやすい料金設定としてください。 また、イベントを実施する際には、奈良県都市公園条例に基づく行為許可を受けて、公園条例等に定める使用料を県に支払う必要があります。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
176	要求水準書	82	第8	2	(5)	2)		飲食施設運営 要求水準	酒類の提供は不可とする。とありますが、天然芝広場での需要等を鑑みて子どもへの悪影響が無いことを前提に利用時間や提供方法に配慮し、提供することを可能としていただけませんか。	要求水準書に記載の飲食施設での酒類の提供は不可です。 但し、自主事業で酒類を提供する施設の設置等は禁止されていません。 そのため、要求水準書P84（8）自主事業に次を追加します。 「自主事業での、酒類の提供は可能とするが、子ども利用が多いことにも留意して、提供形態について県の承諾を必要とする。」 新旧対照表No.7をご確認ください。
177	要求水準書	82	第8	2	(5)	2)		飲食施設運営 要求水準	本業務の継続が困難な状態となった場合、事業継続について様々な検討を実施した上で運営をやめとなった場合、ペナルティ等は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	飲食施設運営業務を完全に取りやめる事態は想定していません。 なお、飲食施設運営の要求水準については是正が認められないと県が判断した場合、事業契約の解除を求める場合があります。
178	要求水準書	82	第8	2	(5)	2)		要求水準	「酒類の提供は、不可とする」とのことですが、酒類の提供の可否はコンビニの出店判断を大きく左右します。本件許容できない店舗は出店不可でしょうか。	No.176の回答をご確認ください。
179	要求水準書	82	第8	2	(5)	2)		廃棄物処理費	飲食施設の営業に伴うもの以外の維持管理業務及び運営業務における廃棄物処理（一般廃棄物・産業廃棄物）費用は、県にて負担頂けるでしょうか。または当事業費用に含むべきでしょうか。	事業用地内で発生した廃棄物の処理は、すべて事業者が処理する費用となります。
180	要求水準書	83	第8	2	(6)	1)	イ)	看板等	広報における看板等の設置は、設置許可に係る使用料は不要ということでしょうか。ここに飲食施設の看板の掲示もする場合、投影面積により使用料を算出し、掲示面積による案分により飲食施設に係る看板の使用料を県に支払う形でよろしいでしょうか。	公園施設として設置される案内・標識等以外は、設置許可の対象となります。また、設置許可の対象となるものは使用料の対象となり、投影面積により使用料を算出します。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
181	要求水準書	84	第8	2	(7)	2)	イ)	本施設の引継ぎ	「当該施設を良好な状態を保持した上で・・・引き渡すこと」とありますが、良好な状態とは劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を実用上支障のない状態に回復させることであり、必ずしも竣工当初の性能・機能を回復することまでは求められないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	要求水準書	84	第8	2	(7)	2)	イ)	本施設の引継ぎ	事業期間終了までに調査を行い、要求水準を充足するような修繕を実施するとありますが、通常の使用で劣化する躯体・設備等については修繕は不要であり、修繕内容はその時点で事業者と協議の上決定するという理解でよろしいでしょうか。	事業期間において、躯体・設備等については、要求水準を充足するような修繕を実施する必要があります。事業期間終了時においても同様です。 また、実施にあたっては修繕計画書を県に提出し確認を受ける必要があります。
183	要求水準書	資料	資料8					インフラ現況図	インフラ現況図では、事業用地以外に、既存公園区域、浄化センター敷地に敷設されたインフラがあります。事業用地内のインフラ施設については、撤去し、別ルートで新設をすることになります。撤去後、新設インフラと事業用地以外の既設インフラを接続すると、管理責任、維持管理の面から様々な課題があるため、新設インフラと接続する避けたいと考えています。たとえば、事業用地の隣接北側の敷地に設置されている排水管は、事業用地内の既設排水管に接続されていますが、事業用地内の整備により、事業用地内の既設排水管は撤去して、別ルートで新設することになります。その際、事業用地の隣接北側の敷地に設置されている排水管を新設の排水管に接続することは不可能ではないと思いますが、維持管理等の面から、事業地外の排水を受けると様々な課題があり、事業地外の排水管との接続は避けたいと考えています。事業用地内の既設インフラ施設の撤去に際して、事業地外の既設インフラの機能復旧は事業者の負担になるのでしょうか。それとも県の負担で、移設等をされるのでしょうか。	事業用地内の既設インフラの撤去に際して、事業地外の既設インフラの機能回復が必要な場合は、事業者の負担となります。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
184	要求水準書	資料	資料8					インフラ現況図	処理水の流れる方向がわからないので、明示をお願いします。 処理水とは何を流す施設ですか。 処理水と汚水の線の色が正確に判別できませんので、判別できる色で明示をお願いします。同様に、上水と処理水の線の色も正確に判別できませんので、判別できる色で明示をお願いします。	現時点で、資料8で提示している以上の資料はなく、ご質問事項については明示できません。
185	要求水準書	資料	資料8					インフラ現況図	造成工事の試算の参考のため、現況の埋設管等の深さや、耐荷重資料等がございましたらご提示お願い致します。	現時点で、資料8で提示している以上の資料はなく、ご質問事項については提示できません。
186	要求水準書	資料							敷地の高低差測量が行ったものがあればデータを提供いただけますでしょうか。	測量の結果は資料4にて示しており、これ以外でご提示できるものではありません。
187	要求水準書	資料							既設「まほろば健康パーク こども広場」に設置されている遊具の図面等があればデータを提供いただけますでしょうか。	子ども広場に設置している遊戯施設の図面を、この回答書の添付資料として示しますのでご確認ください。 (回答添付資料⑥)
188	要求水準書	-	-	-	-	-	-	廃棄物収集運搬処分	要求水準書に廃棄物の事業用地外への収集運搬処分業務について明記がありませんが、本事業の対象外でよろしいでしょうか。	No. 179の回答をご確認ください。
189	様式集	3	2	(4)	2)	⑤		企業名	「企業名及び企業を類推できる記載は行わないこと」とございますが、正副共に記載を行わない、との理解でよろしいでしょうか。	様式6-1には代表企業名を記載してください。 但し、様式6-2-1から様式14までの提案書類には、企業名の記載は行わないでください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
190	様式集	3	2	(4)	2)	⑤		企業名	「企業名及び企業を類推できる記載は行わないこと」とございますが、応募グループの構成企業・協力企業以外の企業名は該当しますでしょうか。	構成企業・協力企業以外の企業名の記載は問題ありません。
191	様式集								提案書類のサイズがA4 2枚または3枚とされている提出書類について、A4 2枚をA3 1枚と読み換えて、A3サイズで提出することは可でしょうか。	A3サイズで提出することは不可です。用紙サイズは指定されたとおりとしてください。
192	様式集	2-2						様式2-2 入札参加者構成表	1枚に入札参加者の捺印ですと作成に時間を要するため、各社1ページ毎に記入し、入札参加企業分の枚数分での提出でもよろしいでしょうか。	様式2-2については入札参加企業分の枚数での提出を認めます。
193	様式集	2-3						様式2-3 委任状	受任者（代表企業）が入札参加者分の委任状すべて捺印となると事務手続きが煩雑になるため、受任者の捺印は不要としていただけませんか。	委任状には受任者の捺印が必要です。
194	様式集	2-2, 3						印	企業代表者印は、県の奈良県建設工事等入札参加資格業者名簿又は奈良県物品購入等競争入札参加資格業者名簿にて登録されている受任者の㊟でもよろしいでしょうか。	企業代表者印は、基本協定書を締結する際に押印するものと同じものであれば、県の奈良県建設工事等入札参加資格業者名簿又は奈良県物品購入等競争入札参加資格業者名簿にて登録されている受任者の㊟として問題ありません。
195	様式集	2-7	-	-	-	-	-	維持管理業務実績	①欄b：前質問（No. 8）及び前々質問（No. 7）について完了と見做される場合、完了年月日はいつの日付を記入すれば良いでしょうか。 ②欄c：建築士免許番号の記載箇所がありますが、配置予定責任者に建築士免許が必要なのでしょうか。 ③欄外※2：実績の有無について、○印を付す箇所をご教示願います。	①業務完了や委託費の支払い等を証明できる資料に記載の日付を記入してください。 ②配置予定責任者に建築士免許は必要がないので、建築士免許の欄は記載の必要がありません。 ③実績の有無について、記載は必要ありません。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
196	様式集	2-7	-	-	-	-	-	維持管理業務実績	前質問（No. 196）に関して、配置予定責任者の氏名を記入するものと思われますが、現時点での予定であり人事異動等の事由による変更は認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	様式集	2-8						様式2-8 運営業務実績	要件cについて、配置予定技術者を記載する欄がありますが、建築士免許番号の記載は不要でよろしいでしょうか。	問題ありません。
198	様式集	2-8						様式2-8 運営業務実績	bに係る実績の記載欄について、施工場所→業務場所、業務工期→業務期間 に変更して記載をしてもよろしいでしょうか。	問題ありません。
199	様式集	2-9	-	-	-	-	-	添付資料提出確認書	項目1欄について、「会社概要」とありますが、既製の会社案内書を添付でよろしいでしょうか。	問題ありません。
200	様式集	2-9				2			利益処分案は廃止されていると思いますので「株主資本等変動計算書」の提出でよろしいでしょうか。	利益処分案の代わりに株主資本等変動計算書をご提出ください。
201	様式集	2-9	-	-	-	-	-	添付資料提出確認書	項目2欄について、「利益処分案」とありますが、「株式資本等変動計算書」の添付でよろしいでしょうか。	No. 200の回答をご確認ください。
202	様式集	2-9	-	-	-	-	-	添付資料提出確認書	項目3欄について、連結財務諸表の法的作成義務がなく任意での作成もしていない場合は、確認欄には「該当なし」等の記載でよろしいでしょうか。	問題ありません。
203	様式集	2-9						様式2-9 添付資料提出確認書	5,6に代わる書類として、納税証明書「その3の3」（法人税と消費税及び地方消費税）の一通でよろしいでしょうか。	問題ありません。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
204	様式集	2-9						様式2-9添付資料提出確認書	5 法人税納税証明書、6 消費税納税証明書 については その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納額のない証明 1部の提出でよろしいでしょうか。	No. 203の回答をご確認ください。
205	様式集	2-9	5及び6						5及び6は納税証明書その3の3でよろしいでしょうか。	No. 203の回答をご確認ください。
206	様式集	6-2-1						様式6-2-1 入札価格内訳書	本書に記載の金額は税抜き金額を記載すればよろしいでしょうか。	様式6-2-1には税抜き価格をご記載ください。
207	様式集	6-2-1						様式6-2-1 入札価格内訳書	設置許可及び管理許可に係わる使用料について、管理許可に係わる使用料は具体的な金額が現時点で公表されていないですが、どのように記載すればよろしいでしょうか。	No. 82の回答をご確認ください。
208	様式集	6-2-2						様式6-2-2 入札価格内訳書	B00施設の利用料金による回収が困難な費用については、その対象のサービス購入料はサービス対価B-2に含めての請求でよろしいでしょうか。	県が承認した利用料金による回収が困難と見込まれる費用に限り、サービス対価C-2に含めて請求してください。
209	様式集	6-2-2						様式6-2-2 入札価格内訳書(年度別)	5. 6. サービス対価区分において、「イ：ユーティリティ分」には、電気、水道、下水道等の光熱水費の総額を記載すればよろしいでしょうか。	問題ありません。
210	様式集	7-1-9 ②						様式7-1-9-② 長期収支計画	記載する評価指標について、提案者ごとに異なる指数を用いて計算することに配慮し、各指標ごとの計算式をご開示ください。	様式7-1-9-②欄外の※5, 6, 7をご参照ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
211	様式集	7-1-9 ②						様式7-1-9-② 長期収支計画	記載する現在価値化係数について、提案者ごとに異なる指数を用いて計算することに配慮し、計算式をご開示ください。	様式7-1-9-②欄外の※6をご参照ください。
212	様式集	7-2-4						工程計画	工程計画は要求水準書に記載されている条件を満たすことを前提に、事業期間中の公園閉鎖の範囲・期間を含め事業者の提案に委ねるという理解で宜しいでしょうか。	事業用地外の既存公園区域や県浄化センター管理敷地の一部を閉鎖する場合は、それぞれ現PFI事業者、県浄化センターとの協議して了解を得る必要があることに留意したうえで、提案してください。
213	様式集	7-3-5						様式7-3-5 維持管理費見積書	本書に記載する光熱水費は、サービス対価で支払う光熱水費を記載すればよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 No. 209の回答もご確認ください。
214	様式集	7-3-5	-	-	-	-	-	維持管理費見積書 (修繕費以外)	人件費欄は維持管理企業の直営に係る人件費、委託費欄は維持管理企業からの委託に係る費用との理解でよろしいでしょうか。	問題ありません。
215	様式集	7-3-6	-	-	-	-	-	維持管理費 見積書 (修繕費)	本様式において提案した年度毎の計画内容の他に、突発的な故障等に対処するための経常修繕費の計上を想定しておりますが、年度毎の経常修繕費に過不足が生じた場合、次年度以降の経常修繕費の流用又は繰り越しができるとの理解でよろしいでしょうか。	県との協議において年度間の流用（繰越・繰上）は可能です。ただし、委託費の支払いは毎年度計画どおりとし、5年程度の期間で精算を行い、余剰金が生じている場合は返納することになります。
216	様式集	7-3-6	-	-	-	-	-	維持管理費 見積書 (修繕費)	本様式において提案した年度毎の計画修繕は、供用開始後の施設の実態に応じて貴県と協議のうえ、実施時期・内容の変更等が可能との理解でよろしいでしょうか。	No. 215の回答をご確認ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
217	様式集	7-3-6	-	-	-	-	-	維持管理費 見積書 (修繕費)	本様式において提案した年度毎の計画内容の他に、突発的な故障等に対処するための経常修繕費の計上を想定しておりますが、経常修繕費は様式7-3-5又は様式7-3-6のどちらかに計上すれば良いでしょうか。	修繕に関わるものは、様式7-3-6に計上してください。
218	様式集	7-4-7						様式7-4-7 運営業務見積書	本書に記載する消耗品費にて電気、水道、ガスが記載されていますが、光熱水費を維持管理見積書に記載することから、本項目には光熱水費は記載しなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	基本協定書(案)	1	第2条	第1項	(2)			定義	確認ですが、実施方針や質疑回答(実施方針等にかんする)は「入札説明書等」には含まれないとの理解で宜しいでしょうか。また、入札公告後の質疑回答や個別対話の結果などは含まれることで宜しいでしょうか。	実施方針や実施方針等に関する質疑回答は「入札説明書等」には含まれません。入札公告後の質問回答や個別対話の結果は「入札説明書等」に含まれません。
220	基本協定書(案)	1	第2条	第1項	(2)	第2号		定義	「入札説明書等」とは、質疑回答等を含み、事業契約書(案)の「本事業関連書類」と同じということでしょうか。	本事業関連書類と入札説明書等は同義ではありません。事業契約書(案)別紙1 67のとおり、本事業関連書類には、「入札説明書等、入札説明書等質疑回答、実施方針等(但し、入札説明書等において変更されたものは変更後の内容とする。)、実施方針等質疑回答、基本協定書及び提案書類」が含まれます。
221	基本協定書(案)	2	第4条	第2項				甲及び乙の義務	第2項の「甲の要望を尊重するもの」とありますが、基本協定書を締結するに際して「懸念事項等についての覚書」等を考慮していただくことは可能でしょうか。	基本協定書を締結する際に覚書等を結ぶことは考えていませんが、基本協定締結後に、事業契約の締結に向けて、県と事業者で協議した事項を確認書とすることを予定しています。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目 1	細目 2	細目 3	項目名	質問事項	回答
222	基本協定書（案）	2	第5条	第1項	(7)			事業者の設立	定款の定めによって、会計監査人を設置しなければならないとありますが、設立を予定しているSPCが会社法上の大会社に該当しないため、定款に会計監査人を定めない予定です。その場合には、設置不要との理解でよろしいでしょうか？	会社法上許容される範囲で会計監査人を設けないことを認めます。ただし、 基本協定書（案）第5条第1項第7号に以下の文言を追加しますので、これに従う形としてください。「但し、事業者は会社法上許容される範囲で、会計監査人を設けないことができるが、その場合においても事業者は、公認会計士又は監査法人による監査を受けて、その監査報告書を甲に提出するものとする。」 新旧対照表No. 10をご確認ください。
223	基本協定書（案）	2	第5条	第2項				事業者の設立	「別紙5」は「別紙4」ではないでしょうか。	「別紙5」は、正しくは「別紙4」のため、訂正します。 新旧対照表No. 11をご確認ください。
224	基本協定書（案）	3	第6条	第5項				事業者の株主	「第2項第4号の規定」とありますが、「第3項第4号の規定」ではないでしょうか	「第2項第4号の規定」は、正しくは「第3項第4号の規定」のため、訂正します。 新旧対照表No. 12をご確認ください。
225	基本協定書（案）	4	第7条	第5項				事業契約の締結	第1項及び前項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、乙（第4号にあってはその役員又は使用人を含む。）とありますが、本項には第3号までしかありません。第3号の間違いででしょうか？	「（第4号にあってはその役員又は使用人を含む。）」は、正しくは「（第3号にあってはその役員又は使用人を含む。）」のため、訂正します。 新旧対照表No. 13をご確認ください。
226	基本協定書（案）	4	第7条	第5項				事業契約の締結	「乙（第4号にあっては、その役員又は使用人を含む。）」とありますが、第4号とは、どの条項を指すのでしょうか	No. 225の回答をご確認ください。
227	基本協定書（案）	4, 5	第10条					業務の委託等	「別紙4」は「別紙3」ではないでしょうか。	「別紙4」は、正しくは「別紙3」のため、訂正します。 新旧対照表No. 14をご確認ください。
228	基本協定書（案）	5	第11条					事業契約の不成立	「事業契約の本契約」とありますが、端的に「事業契約」でよろしいように思われます。	ご指摘のとおり訂正します。 新旧対照表No. 15をご確認ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目 1	細目 2	細目 3	項目名	質問事項	回答
229	基本協定書（案）	5	第12条	第1項				違約金	『乙は連帯して～違約金を支払う。』とありますが、乙には協力企業も含まれますので、協力企業は削除して頂けませんか。	協力企業が当該事由に該当する場合は想定し、以下のとおり文言を追加・変更します。 「甲と事業者が事業契約の締結に至らなかった場合は、乙のうち当該事由に該当する者と各構成企業は連帯して、本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額を、甲への違約金として支払う。」 新旧対照表No. 16をご確認ください。
230	基本協定書（案）	5	第12条	第3項				違約金	前二項の規定にかかわらず、本事業の入札手続に関し、第6条第5項各号のいずれかの事由が生じていたことに関して甲が被った損害のうち、とありますが、第6条第5項に各号はありません。第7条第5項の間違ひではないかと思いますが、前二項と重複します。ご確認ください。	「第6条第5項」は、正しくは「第7条第5項」のため、訂正します。 新旧対照表No. 17をご確認ください。
231	基本協定書（案）	5	第12条	第3項				違約金	「第6条第5項各号」とありますが、「第7条第5項各号」ではないでしょうか	No. 230の回答をご確認ください。
232	基本協定書（案）	5	第12条	第3項				違約金	「第6条第5項各号」の記載は誤りではないでしょうか。	No. 230の回答をご確認ください。
233	基本協定書（案）	7						原本	「本協定書2通を作成」とは、乙が保有する原本は1通のみということでしょうか。	保有する原本は基本、県1通、事業者1通としています。これによらない場合は協議してください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
234	事業契約書（案）	4	第9条	第2項				解釈及び適用	「本事業契約と本事業関連書類との間又は本事業関連書類相互間に矛盾、齟齬がある場合、本事業契約、基本協定書、入札説明書等に関する質疑回答、入札説明書等、提案書類及び設計図書等の順にその解釈が優先する」に記載されている「入札説明書等」について、お伺いします。別紙1の用語の定義では、「入札説明書等」は、「入札説明書及びその添付資料、要求水準書及びその別紙、落札者決定基準、様式集など入札公告時に示した資料（その後の変更を含む。）の総称をいう」とされ、「入札説明書等」には入札公告時に示した資料が含まれることから、本事業契約、基本協定書も対象となり、第9条第2項の優先と齟齬が生じると思います。そのため、第9条第2項の「入札説明書等に関する質疑回答、入札説明書等」は、「入札説明書等に関する質疑回答、入札説明書」ではないでしょうか。さらに、第9条第2項には、要求水準書が記載されていませんが、矛盾、齟齬がある場合、どのような扱いになるのでしょうか。	「事業契約書」及び「基本協定書」は、入札公告時に示した各案に基づき、選定された事業者等と県の協議の上締結するものであり、各案とは別のものです。これを事業契約書（案）第9条第2項に示しています。なお、各案は「入札説明書等」に含まれます。「要求水準書」は入札公告時に示している資料であるので「入札説明書等」に含まれるため、その齟齬については「入札説明書等」として扱います。
235	事業契約書（案）	5	第12条	第3項				事業用地の使用	県は使用料を変更することができる、とありますが、これでは恣意的に使用料が低額に変更されることが懸念されます。そのため、貴県において恣意的に利用料金を引き下げるなど不合理な変更は行わないことを確認させてください。	使用料の変更については、社会状況が大きく変動したことに対応するものであり、恣意的に変更するものではありません。利用料金については、事業契約書（案）第7条第4項に基づき、県と事業者は協議を行うため、不合理な変更となるとは考えておりません。
236	事業契約書（案）	5	第12条	第3項				事業用地の使用	土地無償貸付契約について「別途合意する内容」とありますが、契約様式について早期に公表して頂けますようお願いいたします。	土地無償貸付契約内容は事業提案によるもので、現時点で契約様式の公表の予定はありません。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
237	事業契約書（案）	5	第12条	第4項				事業用地の使用	「B00 施設（自主事業提案施設を除く。）を運営する場合は当該 B00 施設 による使用面積 1㎡当たり月額●円」とありますが、要求水準書の図表 2-2 では、乳幼児用屋内遊戯施設、子どもの屋内遊戯施設、飲食施設の建築物・設備はBTO方式とされており、B00 施設 による使用に該当しないと理解してよろしいでしょうか。さらに、図表 2-3 で、天然芝広場、屋根付き人工芝広場、クラブハウス（シャワー室）は、利用料金の対象施設になっていますが、使用料の対象にならないのでしょうか。使用料の対象となる場合、使用面積はどの範囲になるのでしょうか。	ご理解のとおりです。 また、天然芝広場、屋根付き人工芝広場及びクラブハウス（シャワー室）は使用料の対象ではありません。
238	事業契約書（案）	5	第13条	第2項				既存施設の引渡し	『解体対象施設を、令和6年4月1日までに事業者に引き渡す。』及び、『既存施設に関する測量図面等、事業者の本件業務の実施に必要と合理的に認められる資料を交付する。』とあります。解体対象施設の引き渡し時期においては解体設計及び調査をするにあたり令和5年12月に変更できませんでしょうか。	現時点で提供できる「既存施設に関する測量図面等」については、本事業の公募にあたって示す資料のみです。今後、既存施設に関する資料について新たに入手した場合には、引き渡し時期にかかわらず、すみやかに提供します。
239	事業契約書（案）	5	第13条	第2項				既存施設の引渡し	「県は、解体対象施設を、令和6年4月1日までに事業者に引き渡す」と規定されていますが、一方、要求水準書p24では「事業用地内にある軟式野球場の解体・撤去を行うこと。令和6年3月末まで現PFI事業者が既存公園の一部として維持管理・運営する」とあります。当該条項の「解体対象施設」は、「軟式野球場」と理解してよろしいですか。さらに、その場合、「令和6年4月1日まで」ではなく、「令和6年4月1日以降に」ではないでしょうか	解体対象施設については、事業契約書（案）別紙1の7. 解体対象施設を参照してください。 ご指摘のとおり、「解体対象施設を令和6年4月1日以降に事業者に引き渡す。」と記載を訂正します。 新旧対照表No. 18をご確認ください。
240	事業契約書（案）	5	第13条	第3項				既存施設の引渡し	『解体対象施設を、令和6年4月1日までに事業者に引き渡す。』及び、『既存施設に関する測量図面等、事業者の本件業務の実施に必要と合理的に認められる資料を交付する。』とありますが、解体見積をするに際し既存施設の図面、備品、アスベスト調査等の資料は、早々に開示願えませんでしょうか。	No. 238の回答をご確認ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目 1	細目 2	細目 3	項目名	質問事項	回答
241	事業契約書（案）	5	第13条	第3項				既存施設に関する書類	事業費用算出のために、現時点で共有可能の既存施設に関する資料を現時点で共有頂けますでしょうか。特に解体対象施設の資料をお願いしたいです。	No. 238の回答をご確認ください。
242	事業契約書（案）	5	第15条	第1項				事業用地及び既存施設の契約不適合責任	第15条で（事業用地及び既存施設の契約不適合責任）が規定されていますが、「既存施設の契約不適合」について、お伺いします。「既存施設の契約不適合」とは、契約書上では、第13条の「既存施設の引き渡し」に関するものと理解していますが、それ以外にあるのでしょうか。たとえば、要求水準書において、既存施設は、「事業用地に現存する軟式野球場、雨水貯留池、下水汚泥仮置場等」と定義されています。またP24では「事業用地には、軟式野球場、自由広場、下水汚泥仮置場等の既存施設が存在する」とあります。これらの既存施設の解体・撤去に関する契約不適合を意味されているのでしょうか。	「既存施設の契約不適合」とは、ご理解のとおり、事業契約書（案）第13条の「既存施設の引き渡し」に関することのみとなります。なお、既存施設とは、「事業用地に現存する解体対象の施設である軟式野球場他、事業実施時に引き渡す施設」を指します。事業実施時に引き渡す施設には、雨水貯留池（自由広場）、下水汚泥仮置場、園路、四阿、雨水管等が含まれます。また、雨水貯留池の機能移転、下水汚泥仮置場の下水汚泥の処分は県が行います。
243	事業契約書（案）	6	第18条					統括管理責任者	供用開始から3年が経過するまでは、原則変更不可となっておりますが、会社の組織改編や人事異動等も起こる可能性がありますので、やむを得ない理由がある際は、協議のうえ決定とさせていただきますたく存じます。	事由に応じて判断します。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目 1	細目 2	細目 3	項目名	質問事項	回答
244	事業契約書（案）	7	第20条 及び 第21条					年度管理計画書の提出 年度管理報告書の提出	<p>事業者が実施するセルフモニタリングについては、第20条及び第21条で規定されていますが、セルフモニタリングの対象業務は明記されていません。事業契約書（案）の別紙7（3）1）では、「事業者は、契約締結後、維持管理業務及び運営業務開始までに、以下の項目の詳細について県と協議し、当該事業年度が開始する60日前までにセルフモニタリング計画書を作成し、県の承諾を得る」とあり、セルフモニタリングの対象は、維持管理業務及び運営業務であるような記述になっています。しかし要求水準書P8では「事業者は、本事業を構成する各業務が要求水準を充足していることを客観的に確認するセルフモニタリングの仕組みを検討」とあり、すべての業務が対象になっているような記述となっています。</p> <p>一方、第91条では、県によるモニタリングが規定されており、さらに別紙7で「モニタリングの対象は維持管理業務及び運営業務とする」とあります。セルフモニタリングとモニタリングは、一対のものであり、セルフモニタリングの対象業務は、モニタリングと同様に、対象業務は維持管理業務及び運営業務と理解してよろしいでしょうか</p>	<p>別紙7（3）1）の「セルフモニタリング計画書」は、正しくは「モニタリング計画書」のため、訂正します。 新旧対照表No.28をご確認ください。</p> <p>なお、セルフモニタリングとモニタリングについては、次のとおりになります。 第20条及び第21条で規定されているセルフモニタリングの対象業務は事業者が実施するすべての業務に対し、自身で要求水準書等と照らし合わせることを指し、事業者が作成する年度計画書によって実施します。 第91条及び別紙7のモニタリングは維持管理・運営機関のサービス水準の維持等を目的としており、維持管理・運営業務開始後の当該業務に対するもので、最終的に県により確認されます。これは別紙7（3）1）のモニタリング計画書により実施します。</p>
245	事業契約書（案）	7	第22条	第1項				総括責任者 及び 業務責任者の届出等	<p>当該条文、第28条第1項、第59条第1項及び第2項で「個別業務の総括責任者及び業務責任者」が規定されています。一方、要求水準書P49の設計業務で設計業務責任者の配置が記載されていますが、総括責任者の記載はありません。P52の建設業務では建設業務責任者の配置が記載されていますが、総括責任者の記載はありません。P58の工事監理業務では工事監理業務責任者の配置が記載されていますが、総括責任者の記載はありません。P60の維持管理業務では維持管理業務責任者の配置が記載されていますが、総括責任者の記載はありません。P72の運営業務では運営業務責任者の配置が記載されていますが、総括責任者の記載はありません。以上のように、要求水準書で総括責任者の記載がありませんが、事業契約書に記載しており、個別業務の総括責任者の配置が必要でしょうか</p>	<p>総括責任者の配置は必要とします。ただし、総括管理責任者又は業務責任者との兼務は妨げません。そのため、第22条第1項に次を追加します。「ただし、総括責任者は、総括管理責任者又は業務責任者と兼務することは妨げない。」 新旧対照表No.19をご確認ください。</p>

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
246	事業契約書（案）	11	第34条	第5項	(1)			基本設計図書及び実施設計図書の提出	<p>第5項（1）で、県の責めに帰すべき事由として①②③が列挙されていますが、これは例示列挙であって、①から③以外にも、県の責めに帰すべき事由に該当する場合はあり得るものと理解して宜しいでしょうか。</p> <p>なお、以下、同趣旨の条項（第36条第4項1号など）について同様です。</p>	<p>事業契約書（案）の当該箇所の記載は限定列挙となります。なお、県の行為によるもの以外に不作為によるものとして「④第34条1項2項に定める設計の確認が県の正当な理由がない不作為によって大幅に遅れた場合」を追加します。</p> <p>新旧対照表No. 20をご確認ください。</p>
247	事業契約書（案）	11	第35条	第3項				設計図書の変更	<p>「第1号に準じて取扱う」とありますが、具体的には、増加費用又は損害については貴県の負担であり、かつ、合理的な期間の引渡予定日の変更が認められる理解です。念のため、かかる理解に齟齬がないかご確認ください。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>ただし、当該指示が事業者の責めに期すべき事由を回復するために実施した場合この限りではありません。</p>
248	事業契約書（案）	12	第38条	第1項				各種調査	<p>事業契約書（案）第3節建設業務 第38条に、本工事に必要な測量調査、地盤調査、地質調査、電波障害調査、周辺家屋影響調査及びその他の調査を行う。となっておりますが、要求水準書（P51）には設計業務に区分されています。事前調査は基本的に設計段階に入りますので、設計業務に含むと考えて宜しいでしょうか</p>	<p>問題ありません。</p>
249	事業契約書（案）	16	第45条	第4項				本施設の契約不適合	<p>「請求等を行うことができる」とありますが、具体的な請求等の期限に関する定めがありません。これはメーカー保証の期間内は貴県は事業者の不適合責任を追及できることとなりますでしょうか。</p> <p>仮にかかる理解で宜しい場合、事業者は当該契約不適合については、メーカー保証で補填された後に、その限度で、貴県に対して契約不適合責任を履行することで足りる理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>事業者提案の保証の期限内はもとより、メーカーで保証がされるものと認められる場合は、その補填の有無にかかわらず、メーカー保証期間内は、県は事業者に対し、メーカー保証の範囲内で契約不適合を理由とした請求等ができるということになります。</p>
250	事業契約書（案）	16	第45条	第12項				本施設の契約不適合	<p>「住宅の品質確保の促進等に関する法律」は、住宅新築請負契約の場合に適用されるため、本事業の対象ではないと理解していますが、いかがでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
251	事業契約書（案）	17	第45条	第13項				本施設の契約不適合	「要求水準に別段の定めるあるとき」とは具体的にいかなる場合を指すかご教示ください。特に想定がなければ、事業者の責任に関する部分ですので削除して頂けますでしょうか。	「要求水準に別段の定めるあるとき」は削除と訂正します。 新旧対照表No. 21をご確認ください。
252	事業契約書（案）	20	第57条	第2項				指定管理等	指定管理の指定期限について明示的な規定はありませんが、遅くとも維持管理・運営業務の開始日までには指定が行われ、万が一、指定管理の指定が遅延し、事業者が増加費用等が生じた場合には、貴県の負担になるという理解でよろしいでしょうか。	遅くとも開始日の前に閉会する議会の閉会日までには指定します。万が一指定が遅れた場合、その原因が県の責めに帰する場合は県が負担します。ただし、議会が指定管理議案を原案どおり議決しない場合はこの限りではありません。
253	事業契約書（案）	22	第67条	第1項				第三者の使用	県の事前の承諾を得て追加する場合、覚書の締結を行うでしょうか。	事業契約書の変更となるため、覚書は締結しません。
254	事業契約書（案）	22	第67条	第2項				第三者の使用	この場合の「第三者」に基本協定書を締結した代表企業、構成企業及び協力企業は含まないということによろしいでしょうか。	問題ありません。
255	事業契約書（案）	23	第71条	第1項				第三者の使用	県の事前の承諾を得て追加する場合、覚書の締結を行うでしょうか。	事業契約書の変更となるため、覚書は締結しません。
256	事業契約書（案）	23	第71条	第2項				第三者の使用	この場合の「第三者」に基本協定書を締結した代表企業、構成企業及び協力企業は含まないということによろしいでしょうか。	問題ありません。
257	事業契約書（案）	23	第72条	第4項				利用料金等	「5年毎の応当日を目途に」とありますが、例えば昨今のコロナ感染症のような事態が再び生じた場合には、5年経過前であっても事業契約の変更について協議を行うことができる理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
258	事業契約書（案）	24	第74条	第2項				自主事業の一部または全部の終了	<p>自主事業は事業者の費用及び責任で実施するものであり、その終了について、貴県による業務の停止命令という手続は不要と考えますので、削除頂けますでしょうか。</p> <p>また、自主事業の採算性が悪化した場合には、早期に自主事業を終了させる必要がありますので、貴県による「判断」は、遅滞なく、かつ、事業者の不利益を及ぼさない内容で行われる理解でよろしいでしょうか。貴県による判断が遅れることや、不合理な判断がなされることで、事業者が自主事業に関して損害を被ることを懸念しております。</p>	<p>自主事業の提案内容は、事業者の選定において重要な要素であることから、事業者の判断で業務を終了させることは出来ません。そのため、県の業務の停止命令の手続きが必要となります。</p> <p>ただし、県が判断する際には、事業契約書（案）第2条に従い、公共性及び民間事業の趣旨の尊重を行います。</p>
259	事業契約書（案）	28	第84条	第1項				不可抗力	<p>「60日以内に乃至合意が成立しない場合」について、県により半分を大きく越える日数を費やした場合、当該措置は延長は可能でしょうか。</p>	<p>日数を費やした状況等によって、措置の延長も考えられます。</p>
260	事業契約書（案）	30	第85条					本施設引き渡し以後の契約解除等	<p>事業契約が解除された場合、当該事業年度のサービス対価の100分の10に相当する違約金を支払うとありますが、違約金の対象となるサービス対価はサービス対価B-1、B-2、C-2の合計金額という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>違約金の対象はモニタリングの対象となる維持管理・運営業務となるため、記載のサービス対価はサービス対価B-1、B-2、C-1及びC-2となります。</p>
261	事業契約書（案）	30	第85条	第2項				本施設引き渡し以後の契約解除等	<p>本条2項において、業務の一部のみを終了させた場合B00施設の部分を現状に服す必要がないと県が認めた場合は県が相当と認める方法により補償を求めることができる。とありますが、現状に服す必要が無いとは具体的にどのような状況を想定されているのでしょうか。</p>	<p>何らかの事情により、事業者を変更して維持管理業務を続ける場合にB00施設を次の事業者引き継ぐ場合等を想定しています。</p>
262	事業契約書（案）	30	第85条	第2項				本施設引き渡し以後の契約解除等	<p>本条2項において、業務の一部のみを終了させた場合とありますが、一部とは具体的にどのような状況を想定しているのでしょうか。</p>	<p>何らかの事情により、業務範囲の一部のみを終了した場合等を想定しています。</p>

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
263	事業契約書（案）	30	第85条	第5・6項				本施設引き渡し以後の契約解除等	本条5項・6項において、事業契約解除に伴う違約金が記載されていますが、事業契約解除の際は記載のいずれかの違約金に加えてB00施設の現状回復に付随した補償が発生する可能性があるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者がB〇〇施設の整備により、県に損害を与えた場合に、この費用が違約金の額を超えた場合に損害賠償を行う場合があります。
264	事業契約書（案）	30	第85条	第7項				違約金の相殺規定	設計・建設費相当分の残額と違約金額を相殺できる規定がございますが、資金調達に困難が想定されるため、当該規定は外して頂けますようお願い致します。	当該規定は外しません。
265	事業契約書（案）	31	第88条	第1項				不可抗力	「60日以内に乃至合意が成立しない場合」について、県により半分を大きく越える日数を費やした場合、当該措置は延長は可能でしょうか。	日数を費やした状況等によって、措置の延長も考えられます。
266	事業契約書（案）	32	第88条	第2項				不可抗力による契約解除	「県は、事業者が維持管理業務又は運営業務を終了させるために要する費用があればその費用を事業者に支払い」とございますが、解除時点までに履行した維持管理業務・運営業務に係る未払いのサービス対価も支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、県が持つ損害賠償債権と相殺する場合があります
267	事業契約書（案）	34	第93条	第2項				法令等の変更	「60日以内に乃至合意が成立しない場合」について、県により半分を大きく越える日数を費やした場合、当該措置は延長は可能でしょうか。	日数を費やした状況等によって、措置の延長も考えられます。
268	事業契約書（案）	34	第95条	第2項				不可抗力	「60日以内に乃至合意が成立しない場合」について、県により半分を大きく越える日数を費やした場合、当該措置は延長は可能でしょうか。	日数を費やした状況等によって、措置の延長も考えられます。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
269	事業契約書（案）	34	第95条					不可抗力	<p>近時、新型コロナウイルスの流行状況は落ち着いていますが、変異株などによって再度流行する可能性は否定できません。そして、再度の新型コロナウイルスの蔓延やその他の新たなウイルスの蔓延は、「不可抗力」の定義のうち、「通常の見込み可能な範囲外のもの」に該当すると考えられます。</p> <p>従って、新型コロナウイルスの再度の蔓延又はその他の新たなウイルスの蔓延によって、事業者が増加費用又は損害が生じた場合は、不可抗力による増加費用又は損害として、第96条に従って処理されることを確認させてください。</p>	今回の新型コロナウイルス感染症の蔓延による損害の発生は、近年例のないものであり、かつ、感染症の蔓延だけでなく政府等が拡大防止のため人の活動や一部施設の休止を求めたことによります。そのため、新たな再度の感染拡大や新たなウイルス感染症等の発生だけでは判断できないため、現時点で第96条に従った措置の対象になるとは明言できません。
270	事業契約書（案）別紙	1	別紙1	2及び5				維持管理企業及び運営企業	記載予定の〔事業者名〕は、締結時における該当予定の全社でよろしいでしょうか。	問題ありません。
271	事業契約書（案）別紙	4	別紙1	38				自主事業	「当該事業より得られる収益を原則として自らの収益とすることができるものとして、別紙2（事業計画書）で特定された事業をいう。」とありますが、「別紙2（事業計画書）」でなく、「別紙2（事業概要書）」ではないでしょうか	「別紙2（事業計画書）」は、正しくは「別紙2（事業概要書）」のため、訂正します。 新旧対照表No. 22をご確認ください。
272	事業契約書（案）別紙	5	別紙1	49				提案書類	「落札者が入札手続において県に提出した提案書、県からの質問に対する回答書その他」とあり、県に提案書を提出後、県からの質問に対する回答書をするようになりますが、いつの時点で回答書を提出することになるのでしょうか	県に提案書類を提出後、選定委員会による提案内容及び価格の評価までに提案内容の補足や詳細の確認のため回答書をご提出いただくことがあります。詳細なスケジュールは提案書類のご提出後に提示予定です。
273	事業契約書（案）別紙	6	別紙1	50				統括管理	「詳細は提出書類による」とありますが、「提出書類」の意味がよく理解できません。	「詳細は提出書類による」は削除し訂正します。 新旧対照表No. 23をご確認ください。
274	事業契約書（案）別紙	10	別紙3					本日程表	4. 完成検査及び供用準備の供用準備は開業準備のことでしょうか。	「供用準備」は正しくは「開業準備」のため、訂正します。 新旧対照表No. 24をご確認ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
275	事業契約書（案）別紙	10	別紙3					本日程表	B00工事、又開業準備は引渡し、又完成検査前より開始してよろしいでしょうか。	問題ありません。
276	事業契約書（案）別紙	10	別紙3					本日程表	2. 設計及び建設期間は令和9年10月、6. 維持管理・運営期間は令和9年10月●日と記載がございますが、10月の何日かは事業者の提案でよろしいでしょうか。	維持管理・運営期間の開始日は、事業者の提案を基に県との協議により決定します。 なお、別紙3のスケジュールについては訂正があります。 新旧対照表No. 25をご確認ください。
277	事業契約書（案）別紙	10-11	別紙3, 4					本日程表、事業者等が付保する保険	『5. 本引渡予定日は令和9年9月30日』と記載されている一方、『2. 設計及び建設期間は令和9年10月』となっております。P11別紙4 1. オの保険期間においても完成引き渡しまでとなっておりますので、設計及び建設期間は引き渡しまでの令和9年9月30日と考えて宜しいでしょうか。	設計及び建設期間は引き渡しまでの期間となります。引き渡しの日は事業者の提案により県との協議により決定します。
278	事業契約書（案）別紙	11	別紙4					事業者が付保する保険	事業者が付保する保険について、記載の条件を充足する保険を付保していれば別紙4に記載された保険名称以外の保険を付保する提案も可という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
279	事業契約書（案）別紙	18	別紙6	2	表-1-2			サービス対価と業務の関係	表-1-2におけるB00施設（飲食施設の備品等を除く）において、設計・建設・維持管理における事業者の収入は利用料収入等の欄に○となっておりますが、入札説明書P28表1-3において建築物・設備においてはサービス対価の対象となっております。サービス対価は○ではないでしょうか。	BT0に該当する外部建具、外壁等の建築・設備は、表-1-2では「B00施設」ではなく、他のBT0施設と同様「上記以外」に該当します。
280	事業契約書（案）別紙	24	別紙6	6	(2)	-	-	別紙6 サービス対価の構成及び支払い方法	サービス対価B及びCについて、入札金額はその時点（令和5年8月）における物価水準等に基づく見積金額とし、入札時以降については、当該サービス対価についての「物価変動に伴うサービス対価の改定」に基づく見直しがなされるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、事業契約書（案）P24、別紙6、6（2）②の改定率の計算式の注として「改定計算時の前々年度の指数」は、第1回目の改定が行われるまでは、入札日が属する年度の指数を用いる」を追加します。 新旧対照表No. 26をご確認ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
281	事業契約書（案）別紙	24	別紙6	6	(2)	-	-	別紙6 サービス対価の構成及び支払い方法	サービス対価B及びCについて、入札提案書類提出から供用開始までの約4年間あります。この期間の物価変動等のリスクも考慮し、当該サービス対価についての「物価変動に伴うサービス対価の改定」に基づく見直しがされるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 No. 280の回答をご確認ください。
282	事業契約書（案）別紙	24	別紙6	6	(2)	-	-	別紙6 サービス対価の構成及び支払い方法	サービス対価B-2（修繕費）について、昨今の急激な原材料費等の高騰を鑑みますと、お示しの指数のみでは物価変動リスクが十分に担保されない場合が想定されます。このような場合は貴県と協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	物価の高騰や下落の変動が社会通念上逸脱する範囲となった場合は、その対応について、状況を踏まえ協議を実施します。
283	事業契約書（案）別紙	24	別紙6	6	(2)	①		ユーティリティ	「「イ.ユーティリティ」は、提案された使用量の範囲で実際の使用料について物価変動を反映させる。」とは、実際の使用量の多寡は問わないということであり、また提案した使用量について、提案時の県の計算方式による使用料について物価指数を反映させるということでしょうか。	「イ.ユーティリティ」は、提案された使用量から、当該指標の根拠を県に通知する時点での電気・水道・下水道等の使用料金によりその金額を計算し、当該金額について物価変動を行うこととしています。そのため、 記載を以下のとおりとします。「「イ.ユーティリティ」は、提案された使用量での実際の使用料金について物価変動を反映させる。」 新旧対照表No. 27をご確認ください。 また、様式7-3-5に使用量を記載する欄を追加します。 新旧対照表No. 9をご確認ください。 (回答添付資料⑦)
284	事業契約書（案）別紙	24	別紙6	6	(2)	②		維持管理業務及び運営業務に係るサービス対価	提示されているサービス対価の計算方法について、初回の改定が入札日が属する年度の指数ではなく改定計算時の前々年度の指数となっています。前々年度の指数とする場合、入札日から実際に業務を開始するまで約4年の期間が発生するため、業務開始時点で適切な物価変動を実施されると判断できません。初回の改定に関しては、記載のとおり入札日が属する年度の指数を基準としてサービス対価を改定いただくことを希望します。	No. 280の回答をご確認ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
285	事業契約書（案）別紙	24	別紙6	6	(2)	②		維持管理業務及び運営業務に係るサービス対価	現在のサービス対価の改定方法では、維持管理・運営業務開始初年度の改定を実施するには、業務開始前年（令和8年）の6月に、前々年度（令和7年）と前々前年度（令和6年）の指数を基に改定率を計算することになります。現在の方法では、業務開始時点の物価変動を正確に反映した改定になるとは言えないため、初年度に限り、業務開始時点の指数と入札提案書提出時点の指数で改定率を変更いただけませんか。	No. 280の回答をご確認ください。
286	事業契約書（案）別紙	24	別紙6	6	(2)	②		維持管理業務及び運営業務に係るサービス対価	改定率について、「改定計算時の前年度の指数」とありますが、年度ごとの指数ではなく、月次の指数を用いることは想定していません。サービス対価区分「ア」及び「イ」については年度ごとの指数が公表されていないようにお見受けでき、その点について貴県のお考えをご教示ください。	サービス対価に対する物価変動は、年度毎の変動に即した対応を次年度にするため毎年度1度実施するものです。そのため、公表される年度の指標で行い月次の指標は用いません。
287	事業契約書（案）別紙	24	別紙6	6	(2)	②		維持管理業務及び運営業務に係るサービス対価	サービス対価B・Cの対象となる指数が示されておりますが、維持管理費、修繕費、運営費（人件費除く）が全て「国内企業物価指数/総平均」となっております。」業務内容によっては対象となる指数が適切でない場合もあるため、業務ごとの指数を選定後に改めて協議させていただきませんか。	サービス対価B・Cの物価変動に係る指数については、選定後に協議を行う予定はありません。
288	事業契約書（案）別紙	32	別紙8	-	-	-	-	別紙8 法令変更による費用の負担割合	法令制定・改正により、点検又は作業の対象項目・数量・頻度等が増加し、それに伴い費用が増加した場合、「①本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令の制定・改正の場合」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、具体的には法令等の詳細を確認して判断します。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
289	事業契約書（案）別紙	33	別紙9	2				維持管理・運営期間	「不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべきサービス対価（維持管理・運営費相当分）」に「サービス対価B-2（修繕）」は除くものとして頂けないでしょうか。対価B-2は修繕計画に従い年度によって対象設備を設定し、金額の増減があるためです。	「サービス対価B-2（修繕）」は除きません。
290	事業契約書（案）別紙	33	別紙9	2	-	-	-	別紙9 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	不可抗力により本施設に損害、損失及び費用が発生し、その一部が事業者側の保険金にて支払われた場合、当該支払い金額は事業者が負担すべき金額（全体の1%以内）に充当されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
291	事業契約書（案）別紙	34	別紙10	1				プロフィットシェアリング	B00事業に係る収入については、プロジェクトシェアの対象から除外して頂けないでしょうか。	プロフィットシェアリングの対象から除外しません。
292	その他							サービス対価の内訳	現地説明会にて、サービス対価にB00の施設整備の更新費や人件費のコストを含んでいるとお話ありましたが、貴県にて想定されているサービス対価の内訳を設計、建設、維持管理、運営に分けて詳細にご教示ください。	サービス対価の内訳を示す予定はありません。
293	その他							利用料収入	本事業は利用料収入でB00施設の更新を見込んでいますと理解しています。事業者として、B00施設の更新を検討する上で想定される利用料収入を把握しておきたいと、貴県が想定している利用料収入の総額と内訳をご教示いただけませんか。	利用料収入の総額と内訳を示す予定はありません。
294	-								浄化センター公園整備時の竣工図があれば開示いただけますでしょうか。	まほろば健康パーク整備前の浄化センター公園整備時の竣工図は現時点でないため開示できません。